

令和2年度～令和7年度

習志野市教育振興基本計画

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり



習志野市教育委員会

習志野市文教住宅都市憲章（前文）

昭和 45 年 3 月 30 日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、
静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適
な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身
体をむしろ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆ
まぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定め
ます。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを
失わないまちをつくります。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれた
まちをつくります。



はじめに

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

本書は、平成 26 年度から令和元年度を期間とした前教育基本計画（以下、前基本計画）の後期計画となる、令和 2 年度から令和 7 年度までの本市教育の基本的な方向性を示す、教育計画（以下、本振興基本計画）となります。

本市教育の基本目標である「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を前基本計画から受け継ぎ、その実現に向けて取り組んでまいります。

また、前基本計画の期間中に新たに加わった課題である、「ICT の利活用」や、喫緊の課題である「いじめ・不登校の未然防止」などにも対応すべく、施策として位置付けております。

さて、私たちを取り巻く世界は、人工知能（AI）やビッグデータの活用など、技術革新が急速に進展し、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力も大きく変わってきました。これからも技術革新は進み、また、そのスピードはさらに速まることが予想されます。

一方、子どもたちに目を向けると、そこには今も変わらない「子どもらしさ」が残っていることに、私たちは、ほっとさせられます。夢や希望に向かってひたむきに努力するエネルギー、友だちと協力し、時には競い合いながら目標を達成する能力などは、子どもの時に最も伸びやすい資質・能力であり、今後も大切に育てていきたいと考えております。

また、目まぐるしく変化する社会にあっては、学びは学校だけで完結するものではありません。生涯にわたって学ぶことは、働くためだけでなく、人生に潤いを与え、よりよく生きることに繋がります。

教育には不易と流行があると言われる。本振興基本計画は、教育の不易と流行を、習志野市の実情に合わせ、本市教育の方向性を示す指針としてまとめたものであります。実施にあたっては、不断に見直しを行い、また、地域の皆さまと連携して取り組んでまいります。今後も本振興基本計画と本市教育への積極的な参画をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

習志野市教育大綱

令和2年2月策定

1 子どもが健やかに育つ環境を整備します

就学前における教育を充実させることは、子どもの健やかな成長を促し、生きる力、人づくりの基盤を築きます。

質の高い教育を実現するためには、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備が必要です。

また、核家族化が進む現在にあっては、子育ての不安や悩みを共有する場づくりが重要です。

誰もが安心して子育てができるよう、教育環境を整備するとともに、それを最大限に活用できるよう取り組みます。

2 未来をひらく教育を推進します

教育は、子どもの可能性を広げ、未来をひらきます。

教員の教育力の向上に取り組み、すべての子どもたちに確かな学力を育む「わかる授業」を展開します。

ICT環境を整備し、高度な情報活用能力を育むなどの「高水準な教育の実現」に取り組みます。

「音楽のまち習志野」ならではの人づくりに取り組み、音楽活動をとおして子どもの豊かな情操を育みます。

健やかな体を育むために、生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図ります。

さらに、コンパクトな習志野市の特性を活かし、学校と地域が連携した「地域の風がいきかう学校づくり」に取り組みます。

これらを通じて、習志野市への愛着を育み、「習うなら、習志野」と、市民から信頼される教育を推進していきます。

3 生涯にわたる学びを推進します

芸術・文化活動に親しむことは、子どもから大人まで、市民一人ひとりの豊かな心を培い、教養を高めます。

また、文化財や歴史資料に触れることは、ふるさと意識を育みます。

さらに、様々な分野、世代でスポーツ活動に触れることは、生涯にわたる健康と体力を育みます。

「一市民、一文化、一スポーツ、一ボランティア」をめざし、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする「生涯学習推進のまち習志野」の実現に取り組みます。

4 互いを認め合い尊重し合う教育を推進します

年齢、性別、国籍、障がいの有無など、多様な存在である一人ひとりが、互いの人格を尊重し、支え合いながら平和に生きることは重要です。

互いを認め合い、協調する力を育むことで、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。

また、正しい人権感覚の醸成や、平和に寄与する態度を養うなどの教育に取り組みます。

目次

| | |
|---------------|---|
| ◆施策の体系イメージ | 1 |
| ◆政策・基本方針・施策一覧 | 2 |

第1部 基本理念 編

「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の性格

| | |
|----------------------------------|---|
| 1 策定の趣旨 | 3 |
| 2 策定のねらい | 3 |
| 3 実施期間 | 4 |
| 4 策定の視点 | 4 |
| 5 前「基本計画」期間中の教育委員会の取り組みの概要と今後の課題 | 5 |

本市教育の目指す姿

| | |
|----------------------------|----|
| 1 基本目標 | 13 |
| 2 基本目標に向けた取り組みへの切り口(キーワード) | 15 |

本市教育行政の方向性

| | |
|------------------------------|----|
| 1 未来をひらく教育の推進(政策Ⅰ) | 17 |
| 2 生涯にわたる学びの推進(政策Ⅱ) | 22 |
| 3 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進(政策Ⅲ) | 24 |
| 4 教育環境・学習条件の整備(政策Ⅳ) | 26 |
| 5 本市の教育課題について | 28 |
| ◆基本計画の記述の内容 | 29 |

第2部 基本計画 編

| | |
|-------------------|----|
| ◆政策・基本方針・施策・小施策一覧 | 30 |
|-------------------|----|

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

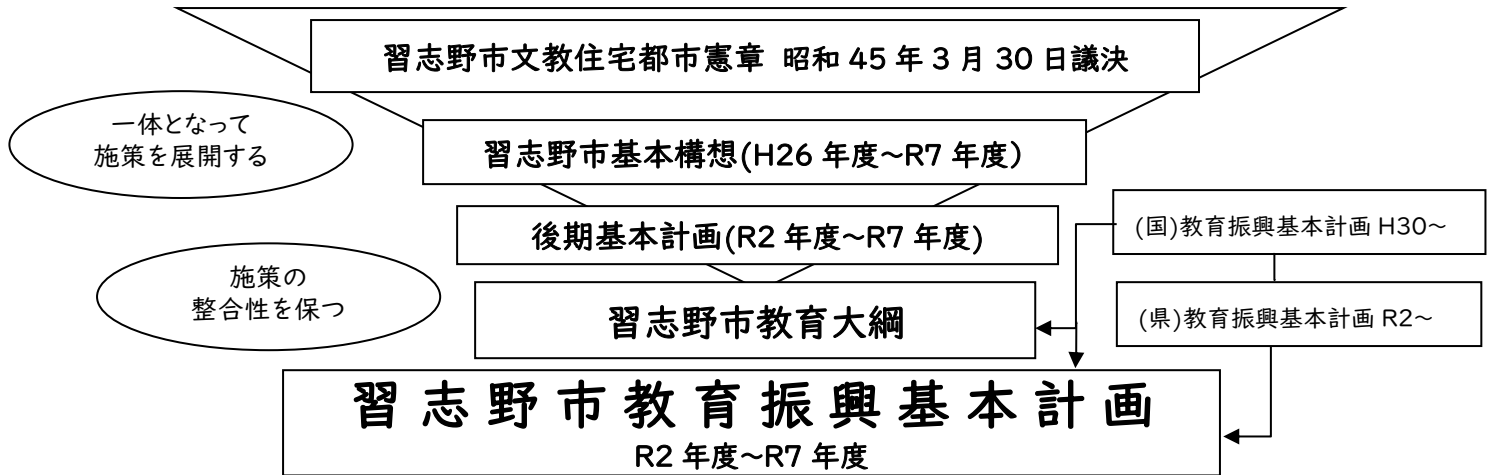
| | |
|-----------------------------------|----|
| 基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | 32 |
| 施策(1) 社会の変化に対応した幼稚園教育の推進 | 32 |
| 施策(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進 | 34 |
| 施策(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進 | 36 |
| 施策(4) 特別支援教育の推進 | 37 |
| 施策(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進 | 39 |

| | |
|---------------------------|----|
| 基本方針2 子育て・子育て支援の充実 | 40 |
| 施策(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進 | 40 |

| | |
|---|----|
| 施策(2) 家庭・地域との連携の強化 | 41 |
| 基本方針3 信頼を築く習志野教育の推進 | 42 |
| 施策(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展[教育課題⑤] | 42 |
| 施策(2) 特別支援教育の一層に充実に向けた取り組みの進展 | 43 |
| 施策(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 | 45 |
| 基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実 | 46 |
| 施策(1) 確かな学力を保障する教育の推進[教育課題②] | 46 |
| 施策(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進[教育課題③] | 47 |
| 施策(3) 健やかな体を育む教育の推進[教育課題④] | 48 |
| 施策(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施 | 50 |
| 施策(5) 特色ある学校づくりの進展 | 51 |
| 基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開 | 52 |
| 施策(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 | 52 |
| 施策(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 | 53 |
| 施策(3) ICTの利活用による高水準な教育の展開 | 54 |
| 施策(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 | 55 |
| 基本方針6 魅力ある市立高校づくり | 56 |
| 施策(1) 多様な高校教育の一層の充実 | 56 |
| 施策(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの展開 | 57 |
| 政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進 | |
| 基本方針7 生涯学習のまち習志野の推進 | 58 |
| 施策(1) 学習機会の充実 | 59 |
| 施策(2) 学習成果の活用 | 60 |
| 施策(3) 社会教育指導者の確保と養成 | 61 |
| 施策(4) 自主自立課題解決型社会の推進 | 62 |
| 基本方針8 芸術・文化活動の振興 | 63 |
| 施策(1) 芸術・文化活動の振興 | 63 |
| 基本方針9 文化財の保存と活用 | 64 |
| 施策(1) 文化財の保存 | 64 |
| 施策(2) 文化財の活用 | 65 |
| 基本方針10 青少年健全育成の推進 | 66 |
| 施策(1) 青少年育成団体の活動支援 | 66 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 施策(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上 | 67 |
| 施策(3) 青少年のための施設における活動の充実 | 68 |
| 施策(4) 子どもの居場所づくりの推進 | 69 |
| 基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 | 70 |
| 施策(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 | 70 |
| 政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進 | |
| 基本方針12 家庭教育力の向上 | 71 |
| 施策(1) 家庭教育に関する学習機会の充実 | 71 |
| 施策(2) 家庭教育相談の充実 | 72 |
| 基本方針13 地域に開かれた学校づくり [教育課題①] | 73 |
| 施策(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実 | 73 |
| 施策(2) 地域とともにある学校づくりの推進 | 74 |
| 基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり | 75 |
| 施策(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進 | 75 |
| 政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備 | |
| 基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備 | 76 |
| 施策(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備 | 76 |
| 施策(2) 小中学校の教育環境の整備 | 77 |
| 施策(3) 市立高等学校の教育環境の整備 | 78 |
| 施策(4) 学校関連施設の環境整備 | 79 |
| 基本方針16 社会教育施設の再編・整備 | 80 |
| 施策(1) 社会教育施設の整備 | 80 |
| 基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備 | 81 |
| 施策(1) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) | 81 |
| 基本方針18 教育委員会事務局の活性化 | 82 |
| 施策(1) 教育行政の効率的・効果的な展開 | 82 |
| ◆習志野市教育振興基本計画策定要綱 | 84 |

施策の体系イメージ



基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり
 ~信頼と情熱あふれる教育、夢のある学び、地域・市民との連携~

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

- 基本方針**
- [幼児教育の向上]
 - 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
 - 2 子育て・子育て支援の充実
 - [学校教育の向上]
 - 3 信頼を築く習志野教育の進展
 - 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
 - 5 子どもを未来につなげる教育の展開
 - 6 魅力ある市立高校づくり

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

- 基本方針**
- 7 生涯学習推進のまち習志野の推進
 - 8 芸術・文化活動の振興
 - 9 文化財の保存と活用
 - 10 青少年健全育成の推進
 - 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

- 基本方針**
- 12 家庭教育力の向上
 - 13 地域に開かれた学校づくり
 - 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

- 基本方針**
- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
 - 16 社会教育施設の再編・整備
 - 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
 - 18 教育行政の効率的・効果的な展開

政策Ⅰ 中心政策(幼児教育・学校教育)

→変化の激しい社会を生き抜く力の育成・生涯学習の基礎の確立

施策Ⅱ 中心政策(生涯学習)

→生涯学習の充実

政策Ⅲ 政策Ⅰ・Ⅱを補完する政策

政策Ⅳ 政策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを支える政策

習志野市教育振興基本計画 政策・基本方針・施策 一覧

| 政策 | 基本方針 | 施策 | 施策番号 |
|-------------------------|----------------------------|--|------|
| 政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進 | 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | (1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進 | 1 |
| | | (2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進 | 2 |
| | | (3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進 | 3 |
| | | (4) 特別支援教育の推進 | 4 |
| | | (5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進 | 5 |
| | 2 子育て・子育て支援の充実 | (1) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進 | 6 |
| | | (2) 家庭・地域との連携の強化 | 7 |
| | 3 信頼を築く習志野教育の進展 | (1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【学校教育 課題⑤】 | 8 |
| | | (2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展 | 9 |
| | | (3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 | 10 |
| | 4 子どもの生きる力を育む教育の充実 | (1) 確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】 | 11 |
| | | (2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】 | 12 |
| | | (3) 健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】 | 13 |
| | | (4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施 | 14 |
| | | (5) 特色ある学校づくりの進展 | 15 |
| | 5 子どもを未来につなげる教育の展開 | (1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 | 16 |
| | | (2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 | 17 |
| | | (3) ICTの利活用による高水準な教育の展開 | 18 |
| | | (4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 | 19 |
| | 6 魅力ある市立高校づくり | (1) 多様な高校教育の一層の充実 | 20 |
| | | (2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進 | 21 |
| 政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進 | 7 生涯学習推進のまち習志野の推進 | (1) 学習機会の充実 | 22 |
| | | (2) 学習成果の活用 | 23 |
| | | (3) 社会教育指導者の確保と養成 | 24 |
| | | (4) 自主自立課題解決型社会の推進 | 25 |
| | 8 芸術・文化活動の振興 | (1) 芸術・文化活動の振興 | 26 |
| | 9 文化財の保存と活用 | (1) 文化財の保存 | 27 |
| | | (2) 文化財の活用 | 28 |
| 10 青少年健全育成の推進 | (1) 青少年育成団体の活動支援 | 29 | |
| | (2) 家庭や地域の青少年教育力の向上 | 30 | |
| | (3) 青少年のための施設における活動の充実 | 31 | |
| | (4) 子どもの居場所づくりの推進 | 32 | |
| 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 | (1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 | 33 | |
| 政策Ⅲ 進の連携・家庭・地域・社会の推進 | 12 家庭教育力の向上 | (1) 家庭教育に関する学習機会の充実 | 34 |
| | | (2) 家庭教育相談の充実 | 35 |
| | 13 地域に開かれた学校づくり【学校教育 課題①】 | (1) 積極的な情報公開と意見交換の充実 | 36 |
| | | (2) 地域とともにある学校づくりの推進 | 37 |
| 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり | (1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進 | 38 | |
| 政策Ⅳ 教育環境・学習条 | 15 安全で潤いのある学校環境の整備 | (1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備 | 39 |
| | | (2) 小中学校の教育環境の整備 | 40 |
| | | (3) 市立高等学校の教育環境の整備 | 41 |
| | | (4) 学校関連施設の環境整備 | 42 |
| | 16 社会教育施設の再編・整備 | (1) 社会教育施設の整備 | 43 |
| 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備 | (1) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) | 44 | |
| 18 教育行政の効率的・効果的な展開 | (1) 教育委員会事務局の活性化 | 45 | |

第1部 基本理念編

「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の性格

1 策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進展、人口減少など、これまでの社会状況が大きく変化し始めています。

また、高度情報化社会の到来、人工知能(AI)やビッグデータの活用など、技術革新が急速に進展し、これからの社会を生き抜くために必要な力も見直しが必要になってきました。

さらに、学校教育においては、安全・安心の確保、いじめや不登校、児童虐待などへの対応がさらに求められる一方、「学校における働き方改革」も大きな課題となっています。

こうしたなか、子どもたちが心豊かに学ぶことができ、そして人々が生涯にわたって、学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。

国においては、平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて平成20年に「教育振興基本計画」、平成25年に「第2期教育振興基本計画」、平成30年に「第3期教育振興基本計画」が策定され、教育改革を最重要課題のひとつとして取り組みが進められています。

本市では、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、教育施策を推進し、特色ある「習志野の教育」を築いてきました。また、教育委員会においては本市教育の独自性・自主性・自律性を発揮し、意図的・計画的な教育振興の推進を図るために、「習志野市教育基本計画」（平成26年度～平成31年度）（以下、前「基本計画」）を策定し、さまざまな事業を展開してきました。前「基本計画」は、「習志野市基本構想」（平成26年度～令和7年度）に示された将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を教育の面から実現することを目指して策定されたものであり、計画期間を一にしたものです。

以上の点を踏まえ、本市の更なる教育振興の推進を図るために、本市教育の総合的、計画的な指針として「習志野市教育振興基本計画（以下、本「振興基本計画」）」を策定するものです。

2 策定のねらい

本市では、基本構想において「未来をひらく教育の推進」、「生涯にわたる学びの推進」をまちづくりにおける教育面の柱としております。そこで教育委員会では、この目標を包含する「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とし、基本目標を実現するための施策に共通する視点として、「信頼と情熱あふれる教育」、「夢のある学び」、「地域・市民との連携」をキーワードに、本「振興基本計画」を策定しました。

以下において、子どもの保育及び教育（政策Ⅰ：未来をひらく教育の推進）、生涯学習（政

策Ⅱ：生涯にわたる学びの推進、両者を補完する学社連携(政策Ⅲ：学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進)、基盤となる教育環境・学習条件(政策Ⅳ：教育環境・学習条件の整備)の観点から、基本目標の達成に向けて本市が進むべき方向性と取り組むべき施策を示しております。

さらに、教育振興のためには予算の確保が重要であることから、これまでに予算措置をしたり、取り組んだりした主な事業を示しております。

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進(中心政策：幼児教育・学校教育)

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進(中心政策：生涯学習)

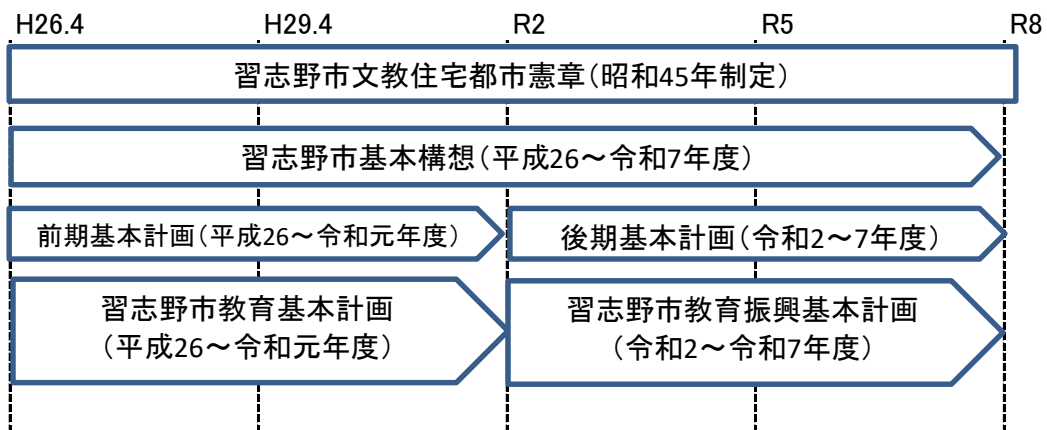
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

(政策Ⅰ・Ⅱを補完する政策)

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備(政策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを支える政策)

3 計画期間

習志野市基本構想(平成26年度～令和7年度)の「習志野市後期基本計画」(令和2年度～令和7年度)に合わせ、令和2年度を初年度とし、令和7年度までの6年間を計画期間とします。



4 策定の視点

- (1) 習志野市後期基本計画に基づく、学校教育を中心とする、子どもたちの未来をひらく教育の創造と、学校教育を含め、市民の生涯にわたる学びを推進するための体制づくりに努めます。併せて、教育行政の充実を図る中で、学校教育分野と生涯学習分野との連携の促進、教育の基盤となる環境の整備を図ります。
- (2) 前「基本計画」に関する行政評価(「中間評価」)を行い、その結果に基づいて策定を進めました。前「基本計画」の理念を継承するとともに、「中間評価」で本「振興基本計画」に位置づけることとした事業については、すべて継続しています。ただし、同じ事業であっても質を高めるための手立てを講じていきます。
- (3) 計画の構成は、前「基本計画」を踏襲し、第1部「基本理念編」と第2部「基本計画編」で構成します。ただし、次の①～④の修正を行っています。

①「基本計画編」において、体系を

「政策Ⅰ」→「基本方針Ⅰ」→「施策(Ⅰ)」→「小施策①」としました。

② 教育委員会では、今後 6 年間、本「振興基本計画」に掲げた施策などにより教育の振興に努めていきますが、急速に変化する社会状況の中で、教育における課題も多様化しています。こうした状況に対応するために、今後の計画期間においても必要に応じて新しい課題に対する施策を検討していきます。

そこで、「小施策の具体的な方針」は方向性や主な事業を示すものとし、個々の事業の具体的な展開については、本「振興基本計画」の実施計画である「習志野市教育行政方針」に、必要に応じて財政的な裏付けも考慮して、位置づけます。

また、「習志野市教育行政方針」は、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」を行う際に、毎年度評価・見直しを行い、課題が生じた場合には、必要に応じて具体的な事業を新たに設定していきます。

③ 学校施設の整備については、「第 2 次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」との整合を図った習志野市第 2 次学校施設再生計画に基づき、中・長期的なビジョンをもって継続的に実施していきます。

④ 本「振興基本計画」では、②、③とも関連して、教育委員会はさまざまな変化に対して柔軟な対応が求められることから、教育委員会事務局の活動について、小施策に位置づけ、さまざまな課題に対する先進的な取り組みについての調査・研究を行い、必要に応じて新たな施策を検討し、習志野市の状況に適した、中・長期的な施策の策定を継続的に行っていきます。

(4) 目標を定性的な表現・数値で示し、できるだけ多くの施策で数値目標（及び数値を導く式）を設定しました。また、設定が難しい場合も、施策の実施前後での経年比較により目標の達成状況を示すことができるように工夫しました。

その上で、毎年度行う「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」も活用した PDCA サイクルの確立を目指していきます。

(5) 前「基本計画」に掲げた、習志野市の教育課題は、取り組むべき重要な課題であり、より充実した形での実現が求められるものとして、継続した課題に位置づけます。

5 前「基本計画」期間中の教育委員会の取り組みの概要と今後の課題

前「基本計画」では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標として、4 つの政策、18 の基本方針、45 の施策に基づく事業に取り組んできました。これらの基本方針、施策については、前述のように、「中間評価」を行い、本「振興基本計画」の策定に生かしました。

また、前「基本計画」実施期間中に新たに示された教育の方向性や、社会状況の変化に応じた課題についても、本「振興基本計画」の策定に取り入れました。

前「基本計画」の取り組みの概要と今後の課題の主なものは、次のとおりです。

(1) 前「基本計画」期間中の教育委員会の取り組みの概要と課題

① 幼児教育の向上

【取り組みの概要】

○「幼児教育」

社会の変化に対応した幼児教育の推進では、計画訪問や要請訪問をとおして、各園の実態を踏まえ、援助のあり方や幼児理解について協議および助言を行っています。

また、小学校教育との接続を見通し、指導計画の見直しを実施しています。

○「健康な心と体」

健康な心と体を育む体験と教育の充実では、各園に対して、運動遊びや戸外での活動を推奨し、要請訪問や研修などを通して状況を把握しています。

○「安全・安心」

幼児の安全・安心を守る教育の推進においては、平成 27 年度に導入した「保育メール」により、速やかに職員、保護者に緊急時の対応を伝えられるようにしています。

○「特別支援教育」

特別支援教育の推進においては、ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターとの連携により、一人ひとりの発達の状況に応じた丁寧な支援に取り組んでいます。

○「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」

幼稚園・保育所・こども園と小学校教育との接続を見通し、接続期のカリキュラムの作成及び検証を行います。

【今後の課題】

習志野市就学前保育一元カリキュラムの見直しや検討を継続的に行い、幼稚園教育要領などの改訂や社会の変化に対応することが求められています。

また、経験年数に応じた研修の実施と内容の工夫改善を行い、教育・保育の質の向上を目指す必要があります。

また、健康な心と体を育むために、教育・保育内容の充実と園内人権研修の継続に努めていく必要があります。

幼児の安全・安心を守る教育の推進では、緊急時の連絡方法として「保育メール」を活用していますが、漏れのないように伝わるための手段を準備する必要があります。

また、施設の定期的な点検を行い、園内の死角や避難経路の安全性について全職員で共通理解を図っていく必要があります。

特別支援教育の推進では、保護者との連携を図り、早期の支援計画立案と見直しを行うことにより、個別の支援を必要とする幼児一人ひとりに対して、丁寧に援助し成長を促していく必要があります。

幼児期の遊びを通しての学びが小学校での各教科等における学習に円滑な接続されるように、発達やカリキュラムのつながりについて見通しを持ち、幼・保・こ・小それぞれの職員が共通理解し、進めていく必要があります。

②小中学校教育の充実

【取り組みの概要】

○「確かな学力」

「確かな学力」の育成については、「全国学力・学習状況調査」および「習志野市学力調査」の結果分析から指導の成果と課題を明らかにして、学力状況の報告書（解説編・資料編）を作成することで、課題に応じた指導方法の工夫改善についても各学校へ資料提供を行っています。

「わかる授業の推進」では、発問・板書・ノート指導の充実を図り、児童生徒の思考し、表現する場面を意図的に設定しました。「指導と評価の一体化」では、学習の過程において、きめ細かな評価を心がけ、児童生徒の学習意欲の高揚を図っています。併せて、少人数指導※1 やチーム・ティーチング※2 による指導を推進し、個に応じた指導も進めています。

※1 少人数指導…1 学級を複数に分けて、少人数での授業を行う指導形態。

※2 チーム・ティーチング…2 人以上の教員が協力して授業を行う指導形態。

○「豊かな心」

豊かな体験活動の充実のために、鹿野山少年自然の家ではセカンドスクール事業に向け、全館消毒、網戸の交換、天井の張替、調理室の定期的な衛生点検、富士吉田青年の家では調理室の定期的な衛生点検を行い、施設の充実に努めました。行政各課や社会福祉協議会との間に入り、連携が円滑になるように努めました。

道徳教育においては、各校の道徳教育全体計画に基づき、各教科・領域等の学校教育全体を通じて推進しています。授業参観日での授業公開なども多くの学校が実施しています。道徳の教科化を契機に、研修に一層励んでいます。

人権教育の充実のために、中学校では社会科等の授業の成果を生かして、人権作文や標語コンクールに積極的に取り組みました。

○「健やかな体」

「健やかな体」の育成については、中学校の運動部活動の指導のための部活動支援員を配置し、部活動の充実に努めました。また、遊・友スポーツランキングちばへの積極的な取り組みを奨励しました。小中合同で学校保健委員会を開催し、学区ごとの健康課題に取り組みました。

○「特別支援教育」

特別支援教育の充実に向けて、指導力の向上を目指し、研修内容の充実を図ります。

就学指導については市内の就学予定者を対象にした特別支援教育説明会を実施し、その後個別の教育相談や、教育支援委員会の審議へつなげるといった、就学に関するガイダンスの流れを整備しました。特別支援教育コーディネーターの研修では、実務的な研修、ユニバーサルデザインなどの研修を行うことで、校内委員会で中心的役割を果たせるよう努めました。

通常学級に在籍する発達障がい児などに対する支援については、心理発達相談員を伴った訪問や、個別の教育支援計画作成相談会を実施など、専門的な助言を行いました。

また、多くの教員が専門的な知識を持ち適切な指導・支援が行えるよう引き続き特別支援教育に係る研修の対象者を広げるとともに、研修内容の充実を図ります。交流及び共同学習については、ほぼすべての特別支援学級で実施していることから、その活動内容の充実を図っていきます。

支援員の配置については、支援員の募集、配置、業務内容の確認等を丁寧に進めていきます。

特別支援学級等の設置については、令和元年度～令和3年度特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づいた整備を着実に進めていきます。

【今後の課題】

○「確かな学力」

予測困難な社会の中で子どもたちが生きていくため、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を目指し、学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導内容の充実と指導方法の工夫改善を進めることが大切です。これまで行ってきた取り組みの成果とあわせて、国や市の学力調査などの結果を分析・検証して、授業改善に活用していきます。

また、情報通信技術（ICT）の高度化や科学技術の進展に伴い、児童生徒が時代の変化に対応できるよう、ICTを活用した教育の充実や情報モラル教育の推進など、ICTの高度化に対応した教育に取り組みます。

○「豊かな心」

特別の教科となった「道徳科」及びそれを要とする学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育は、子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものとして重要性を増しています。

道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図るほか、家庭・地域との連携を深めて、地域の教育力を生かした道徳教育を推進するとともに、自然体験活動や福祉体験・ボランティア活動などの充実を図りながら、子どもたちの豊かな心を育みます。

また、いじめや非行、不登校など、さまざまな問題行動の背景の一つとして、自己肯定感の低さが指摘されています。児童生徒の自己肯定感を高める取り組みを、全校指導体制の中で展開できるよう、生徒指導体制の充実を図ります。

○「健やかな体」

子どもたちの体力の低下や生活習慣の乱れが指摘されています。

健康教育をとおして、自らの健康管理の大切さを認識し、生涯にわたり健康の保持増進に主体的に取り組むことのできるよう、その基盤となる資質・能力を育成します。

また、児童生徒の体力の向上を図ることとあわせて、豊かな心と規律ある生活態度、スポーツ精神などを育みます。

○「特別支援教育」

平成30年度～令和2年度特別支援教育推進基本方針及び令和元年度～令和3年度特別支援学級・通級指導教室整備計画を着実に推進します。また、特別支援教育の指導に関わる教員の専門性の向上と、通常学級を担当する教員の特別に支援を要する児童生徒に対する指導力の向上に向けた取り組みを推進します。

③ 魅力ある市立高校づくりの推進

【取り組み概要】

部活動を基軸とした学校づくりを継続し、学校の特色を前面に打ち出すことに努めています。学校の特色をさらに魅力的にするために、授業改善による学力向上、キャリア教育の充実を目指していきます。

幼稚園・こども園・小・中学校との連携、地域人材の活用、学校施設の開放、地域ボランティア活動等の充実を図り、地域や社会に開かれた高校づくりを推進しています。

また、外部評価の充実を図り、PDCAサイクルに基づいた学校づくりを進めています。

【今後の課題】

これまでの良好な成果を維持するため、引き続き施策の継続を行うとともに、職員の業務環境改善に努めることで、生徒への指導充実を図って行くことが課題です。

部活動単位での地域貢献については大いに成果を上げているところですが、一方で学習やボランティアなどにおいては活動の場面が少ないことが課題です。

④ 「教育環境の整備・充実」と「安全・安心の確保」

【取り組み概要】

公立幼稚園の耐震改修工事については、平成26年度に谷津・藤崎・向山幼稚園を改修し、平成27年度の大久保東幼稚園の改修をもって完了しました。

また、公立小中学校については、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、校舎・体育館の耐震化やトイレ改修整備を実施し、耐震化は全学校で完了しました。また、老朽化した学校施設の大規模改修を実施するとともに谷津小学校の全面改築工事を開始しました。

【今後の課題】

公立幼稚園施設は、全体的に老朽化しており、照明器具などが経年劣化による寿命を迎えています。園児が生活する保育室や遊戯室を優先的にLED照明に改修する

などが、今後の課題です。また、大型遊具の経年劣化による腐食・サビなども見受けられるため、危険性の高い遊具から計画的に改修が必要となります。

公立小・中学校施設の耐震化は完了しましたが、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっています。引き続き、学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等を実施していく必要があります。

⑤ 「地域ぐるみで子どもを育てる」こと

【取り組み概要】

学校における基本的な生活習慣の指導の充実を図り、学校教育と社会教育の連携システム（学社連携システム）の構築に努めています。

また、学校支援ボランティアに関しては、各学校のボランティア活動計画にしたがって、ボランティア活動を展開しています。学生ボランティアに関しては、教職を志す学生たちの熱心な活動により、学校が活性化するなどおおむねよい成果を収めています。

併せて、地域における青少年の体験活動が活発に行われるように、子ども会、ボーイスカウトなど青少年育成団体の指導者の資質向上や活動プログラムの充実を支援するとともに、協力体制づくりを進めています。

青少年の健全育成においては、青少年育成団体の活動支援や青少年施設を使用した活動の充実を図るほか、児童生徒の緊急回避場所としての役割や不審者出没の抑止力向上を図ることを目的とした「子ども 110 番の家」の拡大に取り組んでいます。

併せて、子どもたちの放課後の居場所づくりとして、各公民館において「子どもの部屋」などを実施しています。

【今後の課題】

子どもが社会性を培い、「生きる力」を獲得するためには、学校内の教育活動だけでは難しく、学校を開かれたものにし、家庭・地域からの活力を得ることが求められています。

学校支援ボランティアの安全に関しては、学校管理下における保険制度を拡充して対応していきます。入院、通院までの保障のついた保険を導入し、安心してボランティア活動に取り組めるようにする必要があります。

併せて、各校で PTA や部活動指導員、社会福祉協議会系などのボランティアが未整理になっているため、改善していきます。次代を担う各青少年健全育成団体の指導層を養成し、活動の継承・発展を図っていくことも課題です。

青少年育成団体の活動の課題として、各団体による単発的な活動となることが挙げられます。各団体間の情報共有と連携を強化し、各団体の持つ特性や強みを青少年健全育成の推進に繋げていく必要があります。

併せて、引き続き、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進していく必要があります。

⑥ 生涯学習の充実

【取り組み概要】

「生涯学習推進のまち習志野」の実現に向け、習志野市民カレッジでは受講生が学習した成果を地域活動に還元できるよう、カリキュラムを改編するなど、内容の充実を図っています。

また、公民館では乳幼児から高齢者の幅広い年代とそれぞれのライフステージに応じた学級講座を開催し、図書館では視覚障がい者向けの情報ネットワークを活用した録音図書の提供やインターネットによる蔵書検索システムの機能向上など、図書館サービスを拡充しています。

さらに、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的として、平成30年度に「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

社会教育施設の老朽化が進む中、将来の人口減少や少子超高齢化、生産年齢人口の減少、また、これに伴う財政状況を踏まえ、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、平成25年に「生涯学習施設改修整備計画」を策定し、その後、生涯学習施設改修整備計画を反映した「公共施設再生計画」に基づき、各社会教育施設の再生に取り組んでいます。平成27年度からは、京成大久保駅を中心とした地区に所在する社会教育施設と中央公園を一体的に再生することを目的とした「大久保地区公共施設再生事業」に取り組んでいます。

芸術・文化活動の推進については、多くの市民が芸術・文化に親しみ、参加・活動する機会を充実するため、芸術文化団体の活動を支援するとともに、市内各施設において文化祭や地域の歴史・文化の学習、体験等を目的とした講座、地域の特色を活かしたコンサート等を開催し、市民の芸術・文化活動の発表の場、芸術・文化に触れる機会を提供しています。

文化財の保存・活用を推進するため、開発に伴う埋蔵文化財調査や市内文化財・歴史資料等の調査、谷津貝塚出土資料の文化財指定などを実施するとともに、市民が市の歴史や文化財に触れる機会を増やすことを目指し、展示や講座等の充実、旧大沢家住宅や旧鴛田家住宅の環境整備と新規イベントの実施などに取り組んでいます。

【今後の課題】

近年、市民のニーズやライフスタイル、価値観は多様化しており、更なる学習機会や内容の充実が求められています。

また、情報入手する手段も多様化、複雑化している現在の情報化社会においては、引き続き、市民の課題解決に役立つ多様なサービスや資料の充実に取り組むことが必要となっています。

社会教育施設については、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、引き続き「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」に基づいた施設の再生に取り組んでいく必要があります。

芸術・文化活動においては、より一層、質の高い芸術・文化に触れる機会の提供と活動を支援する必要があります。

文化財の活用・保存においては、開発の進行、生活スタイルの変化、災害、経年劣化などにより、文化財は常に消滅・散逸の危機にさらされており、引き続き、その保存の取り組みを進めるとともに、文化財保護を啓発する上でも、文化財の展示や公開、調査成果の普及活動が強く求められています。

⑦ 生涯スポーツ活動の推進

【取り組み概要】

○「する」スポーツの推進

スポーツ奨励大会や市民スポーツ指導員による地区活動を開催し、市民が気軽に参加できるスポーツ活動を推進するとともに、習志野市体育協会や習志野市スポーツ振興協会、総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、子どもから高齢者まで各世代のニーズに合わせた市民のスポーツ活動の機会を提供しています。また、市ホームページにニュースポーツの紹介及び器具の貸出について掲載し、ニュースポーツの周知・普及に努めています。

○「みる」スポーツの推進

トップチーム・アスリートの試合を開催し、市民が身近に観戦できる機会を提供しました。また、広報紙や市ホームページ、市公式ツイッターを活用し、スポーツ情報の発信に努めています。

○「支える」スポーツの推進

平成28年度に市民スポーツ指導員養成講座を実施し、28人の新たな指導員を養成しました。スポーツ推進委員、市民スポーツ指導員、体育協会等のスポーツ推進団体の活動等に対しても支援しています。

【今後の課題】

平成30年度に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、スポーツ・運動をしていない人の特徴として、女性、中年年齢層、会社員等の勤労者であることがわかっています。この世代をスポーツに取り込むには、「親子参加」が有効であることから、親子や家族で参加できるイベントの開催や取り組みを推進するとともに、今後も継続して市民総合体育大会やスポーツ教室等を開催し、市民が参加できるスポーツを推進していきます。

また、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体を支援し、積極的に活用することで、本市のスポーツの推進を図ります。

(2) 新たに示された教育の方向性や、社会状況の変化に応じた課題

① いじめ・不登校への対応

近年は、いじめ・不登校の深刻化により、児童生徒の生命が奪われたり、心身に重大な被害を与えたりする重大事態が発生しています。

習志野市市民調査(平成30年)では、「学校教育の施策として特に取り組むべきだと思うものは何ですか。」という質問に対して「いじめ・不登校の未然防止、解決に向けた取り組み」が36.2%と最も多くなっています。いじめ・不登校への対応を、施策として位置付ける必要があります。

② 児童虐待への対応

近年発生している児童虐待による痛ましい事件は、他人事ではなく、社会全体で受け止めなければならない問題です。特に、学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、その対応が重要になってきています。児童虐待への対応を、施策として位置付ける必要があります。

③ 「学校における働き方改革」への対応

学校では、いじめ・不登校への対応など、多様な子どもたちに寄り添い、心の声を聞き取る時間がこれまで以上に必要となっています。限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を確保していくためには、業務改善をさらに推進しなければなりません。

また、学校においても「働き方改革」の視点から教員の負担軽減に努め、教員が活力をもって教育活動に専念できる環境を整える必要があります。

④ 情報通信技術(ICT)の発展への対応

スマートフォンをはじめとするさまざまなインターネット接続機器の普及に伴い、情報通信技術(ICT)を利用する時間は増加しています。ICTを利活用できることは、今後求

められる重要な能力です。また、ICT を利活用した授業は、学力向上につながります。ICT 環境の整備と、ICT 利活用のための教職員研修が必要です。

⑤新学習指導要領への対応

令和 2 年には小学校で、令和 3 年には中学校で新学習指導要領の全面实施となります。新学習指導要領に対応した学校教育が着実に展開されるよう、施策に位置づける必要があります。

⑥放課後における子どもの居場所づくりへの対応

社会の変化に伴い、放課後に子どもが安全で安心して自由に過ごせる場所が減少しています。放課後等における子どもの安全で安心な居場所の整備を進める必要があります。

⑦少子高齢化社会における社会教育事業の対応

高齢化が進み、公民館における高齢者講座は参加者が減少の傾向にあります。

また、少子化により公民館の利用者も減少していくことが予想されます。市民のニーズやライフスタイル、価値観は多様化しており、更なる学習機会や内容の充実について施策に位置づける必要があります。

本市教育の目指す姿

I 基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながります。基本目標「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」は、本「振興基本計画」の方向性を示すものです。

教育委員会では、教育基本法(平成18年改正)に示された「教育の目標」と目標を一にする中で、「基本計画編」に示す各施策により、自立しつつ継続的に学び続け、やさしさと思いやりをもって他者とつながり、地域や社会とのかかわりの中で市民及び職業人としての自らの責任と役割を果たし、芸術・文化・スポーツに親しむ中で人生を潤いのあるものにしていくことのできる「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進します。

あわせて、生涯学習機会の充実を図り、知識・技能を再構成することや、適切に人と人をつなげること、芸術・文化を発展させることなど、新しいものを生み出すことのできる「優れた創造性」を育みます。

○基本目標に基づく、学校教育で身に付けるべき力

学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力という知・徳・体のバランスのとれた力(生きる力)を育てることが求められています。「生きる力」として育てる3つの力の方向性は次の通りです。

知の側面(確かな学力)の育成

基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成します。

徳の側面(豊かな人間)の育成

自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育てます。

体の側面(健康・体力)の育成

たくましく生きるための健康や体力などを培います。

特に、「確かな学力」は、基本目標にある「優れた創造性」の基盤となるものです。学校教育法では、「確かな学力」を構成する能力として、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、②これらを利用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに意を用いなければならない」ことが示されており、本市においても、この3つの能力の育成を図っていきます。

また「生きる力」を育むための要素として、学校教育において扱っていく主なものには次のような要素があります。

<「生きる力」を育むにあたって重要な要素の例>

- 自己に関すること
自己理解(自尊・自己肯定)・自己責任(自律・自制)、健康増進、意思決定、将来設計
- 自己と他者との関係
協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
- 自己と自然などとの関係
生命尊重、自然・環境理解
- 個人と社会との関係
責任・権利・勤労、社会・文化理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

○基本目標に基づく、生涯学習で身に付けるべき力

社会で自立して生きるための資質・能力に関しては、OECD のプログラム「コンピテンシーの定義と選択」の最終報告では、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含むさまざまな心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求(課題)に対応することができる力である「コンピテンシー(能力)」という概念が導入されました。

その中でも、人生の成功や社会の発展にとって有益、さまざまな文脈の中でも重要な要求(課題)に対応するために必要、特定の専門家ではなくすべての個人にとって重要、といった性質を持つとして選択された「キー・コンピテンシー」が定義されています。

先行きが不透明で、一つの答えだけで解決ができない時代にあっては、人間性・創造性に関わる次の資質・能力は特に重要であると考えています。

「思考力、判断力」

- 技術が急速に変化する中で、生涯にわたって学び続け、必要に応じて知識・技能を更新したり、より専門的な知識を習得したりしながら、自らの資質・能力の向上を図ることができる。
- 情報を理解・判断・選択し、情報手段を主体的に活用することができる。
- 意見の異なる他者と討論しアイデアを出して、その時点で最善と考えられる答えを導き、それにしたがって行動しつつ、さらに次の段階に向けて議論していくことができる。

「やさしさ・思いやり」

- 人とのかかわりの中で、争いを解決し、他者と好ましい人間関係を築くことができる。
- 美しい言葉や心のこもった言葉の交流により、人間関係を豊かなものに高めていくことができる。

「市民としての生き方」

- グローバル化する社会にあって、自国の歴史や文化を知るとともに、異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人々と良好な関係を作り、協調・協力できる。
- 公共心を有し、社会的問題に関心をもち、地域活動や市民活動に参画できる。

「職業人としての生き方」

- 働くことへの関心をもち、働くことの意義を理解し、計画を立てて目標に向かって努力することができる。

さらに、習志野市においては、生涯学習で以下の資質を大切にしています。

「一文化・一スポーツ・一ボランティア」

- 市民一人ひとりが生涯にわたり、それぞれの目的や志向、ライフステージに応じて自ら学び、活動することができる。
- 市民一人ひとりが生きがいを持ち、互いに優しさといったわりを感じあえる
- セルフプロモーションの観点からスポーツに親しみ、自らの健康を維持する態度を持つこと。

2 基本目標に向けた取り組みへの切り口（キーワード）

キーワード

- ◇ 信頼と情熱あふれる教育
- ◇ 夢のある学び
- ◇ 地域・市民との連携

本市では、「小さなまちの大きな教育」を目指し、教育実践を積み重ねてきました。教えることに生きがいや夢をもった情熱あふれる指導者の存在によって、学ぶことは未来における夢の実現につながるものであると実感できる「習志野教育」が展開されてきたと考えます。

本「振興基本計画」は、今後必要となる市民との協働も視野に入れた上で、本市の教育の伝統を継承し、さらなる質的向上を図る中で基本目標を実現するため、「信頼と情熱あふれる教育」、「夢のある学び」、「地域・市民との連携」の3つのキーワードを、すべての政策・基本方針・施策に共通する視点として決めました。

(1) 信頼と情熱あふれる教育

教育は、人と人との信頼の上に成り立つ尊い営みです。学校教育においては、教師と児童生徒の信頼関係が基盤となり、さまざまな学びが展開されていきます。

社会教育においても、指導者と市民の信頼関係の上に深い学びが生まれ、生涯にわたって学び続ける人づくりが可能となります。

また、情熱は人の心を学びに向かわせるエネルギーとなります。学校教育においては、教師が児童生徒の可能性を信じ、高い目標をもって指導することで児童生徒の学びが自主的な取り組みとなり、自己実現を促していきます。教師の情熱が、児童生徒の学ぶ心に火をつけるのです。

社会教育においても、芸術・文化・スポーツの豊かさを伝えようとする、指導者の情熱が人々の心を動かし、学びに向かわせるのです。

「教育は人なり」と言われています。信頼される指導者、情熱あふれる指導者を育てていくことが今後も期待されています。

(2) 夢のある学び

夢のある学びとは

- 子どもが、学ぶことによって、未来をひらき、自己実現できると実感できること。
 - 教職員が、自分の理想に向かって教育活動ができること。
 - 市民が、学ぶことで、人生を豊かで潤いのあるものにできると実感できること。
- と考えます。

人は学ぶことにより、自立して社会で自己実現を図り、地域や社会の担い手となって人とつながることが可能になります。

(3) 地域・市民との連携

生涯学習の成果や社会人としての経験を地域活動に活かすことで、相互理解が生まれ、地域が活性化されます。

「習志野市基本構想(H26～R7)」においても、「協働型社会の構築」は、重点プロジェクトに位置づけられています。

また、子どもたちの規範意識を確立し、共に生きる力を培い、社会性を向上させるためには、学校教育と社会教育の分野を越えての、多様な連携と交流を欠くことはできません。

さらに、基本的な生活習慣の育成、生活リズムの確立等、子どもの生きる力の基盤を育むためには、家庭や地域の教育力の向上が必要です。加えて、子どもの安全・安心が脅かされる事件・事故が続いている中、児童虐待などの事件やさまざまな事故の未然防止など、地域ぐるみで子どもたちを守る体制づくりが重要です。

他方、子どもの健全育成や、市民の健康の保持増進・体力の維持向上、文化的活動振興のために、地域総合型スポーツクラブ、習志野文化ホール、生涯学習複合施設、公民館、図書館等の本市の施設は最大限有効に活用されなければなりません。

習志野市の現状と課題、本「振興基本計画」の基本目標「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」に基づき、本「振興基本計画」期間中に取り組むべき**4つの政策、18の基本方針、45の施策**を定めました。政策、基本方針及びその具体的な方向性、施策については次のとおりです。

本市教育行政の方向性

I 未来をひらく教育の推進(政策I)

基本方針I 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

① 幼児の主体性を伸ばし、心と体を育てる保育を展開します。

幼児教育のニーズが多様化しているなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性や元気な体と豊かな心を育む保育・教育課程を編成します。

② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みを推進します。

小学校1年生への円滑な接続ができるよう、小学校との連携を密に図りながら、接続期のカリキュラム作成を行い、組織的・計画的に推進していきます。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 施策(1) | 通し番号1 | 社会の変化に対応した幼児教育の推進 |
| 施策(2) | 2 | 「健康な心と体」を育てる教育の推進 |
| 施策(3) | 3 | 幼児の安全・安心を守る教育の推進 |
| 施策(4) | 4 | 特別支援教育の推進 |
| 施策(5) | 5 | 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進 |

主な事業

| | |
|--------------------|----------------------|
| ・鹿野山自然体験事業 | ・学級運営支援事業(特別支援教育の充実) |
| ・英語に親しむ活動の実施 | ・園内研究の推進 |
| ・習志野高校なかよしコンサートの実施 | ・教職員の資質向上のための研修の充実 |
| ・幼保小関連研修会の充実 | |

基本方針2 子育て・子育て支援の充実

① 就園前の段階から、家庭・保護者への啓発に努め、基本的な生活習慣を身に付けていくことができるようにしていきます。

子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就園児から家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|---|---------------------|
| 施策(1) | 6 | 多様なニーズに対応した子育て支援の推進 |
| 施策(2) | 7 | 家庭・地域との連携の強化 |

主な事業

- ・子ども園整備事業
- ・子育てふれあい広場事業
- ・預かり保育内容の充実

基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展

① いじめ・不登校の未然防止・早期発見に努め、いじめや不登校が発生した場合の解消に向けた取り組み体制を整備します。

いじめ・不登校は未然防止と早期発見が最も重要です。いじめアンケートや心のアンケートを生かし、教育相談を充実させ未然防止と早期発見に繋がります。

また、いじめ・不登校が認められた場合は、初期対応を適切に行い、保護者等との信頼関係を構築して解消に取り組めます。

② 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、長期的な視点をもって、ニーズに合った指導を行い、自立と社会参加を推進します。

通常学級に在籍する児童生徒を含め、個別の支援を一層進めます。また、研修により、特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けた職員の数を増やし、インクルーシブ教育※3の推進に向けて取り組みます。

さらに、個別の教育支援計画※4に基づき、幼児の段階から義務教育終了まで、継続して支援ができるようにしていきます。

※3 インクルーシブ教育……障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みのこと。

※4 個別の教育支援計画……障がいのある幼児・児童・生徒のニーズを把握し、長期的な視点で的確に支援していくために学校、園、保護者が協力して作る計画のこと。

③ 教職経験や教育現場の課題に応じた教職員研修を推進し、指導力の向上を図ります。

若年層が多い本市教職員の実態に合わせた研修を実施し、教職員としての基礎的力量的向上を図ります。

また、県教育委員会の研修体系見直しに合わせ、研修の見直しを図り、教育相談や特別支援教育など、今の教育現場が抱える課題に対応した教職員研修を実施します。

【取り組む施策】

- | | | |
|-------|----|--|
| 施策(1) | 8 | いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展 [学校教育 課題⑤] |
| 施策(2) | 9 | 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展 |
| 施策(3) | 10 | 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 |

主な事業

- ・いじめ問題対策事業
- ・児童・生徒教育相談員推進事業
- ・特別支援教育推進事業
- ・心理発達相談員配置事業
- ・総合教育センター調査研修事業
- ・教育相談事業
- ・教育研修事業
- ・適応指導教室推進事業

基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実

① 個に応じた「わかる・できる」授業で「確かな学力」を身に付けさせます。

ねらいを達成するための効果的な発問を重視するとともに、構造的な板書やノート指導をとおして、「わかる・できる授業」の充実に努めます。

また、児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。

② 思いやりの心を持ち、互いを認め合い尊重し合うことができる「豊かな心」を育むとともに、自立して社会で生きていくための基礎を培います。

教科化された道徳の授業を中心に、人権教育、体験学習の充実を図り、集団の中での活動や、自然や文化に触れる中で、豊かな情操と道徳心を培います。また、図工や美術の学習を通して感性を磨くとともに、「音楽のまち習志野」ならではの音楽活動の展開など、豊かな情操を育てる芸術文化活動を推進します。その際、言葉によって巧みに思いを表出したり、人と円滑につながったりすることができるよう、驚きや疑問、感動を多様に表現する経験を通して、言語力の育成に努めます。

③ 規範意識を育て、自立して社会で生きていくための基礎を培います。

キャリア教育の一層の充実などにより、自主及び自立の精神を確立し、情報モラルの醸成など新たな場面での社会的な規範意識を培い、情報活用能力の育成などにより社会の変化に対応できる力を伸ばします。

④ 体力の維持・向上を図るとともに、自分自身で心と体の健康の保持・増進を進めていくことのできる力を培います。

「健やかな体」を育むために、生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図るとともに、地産・地消を推進し、「学校給食における危機管理マニュアル」に基づく給食調理事務の適切な衛生管理を行いながら、食育を充実させます。また、本市が「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支えるための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」を制定したことから、関係機関と連携して「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」の一端を担っていきます。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|----|-------------------------------|
| 施策(1) | 11 | 確かな学力を保障する教育の推進 [学校教育 課題②] |
| 施策(2) | 12 | 豊かな心を育む教育の一層の推進 [学校教育 課題③] |
| 施策(3) | 13 | 健やかな体を育む教育の推進 [学校教育 課題④] |
| 施策(4) | 14 | 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施 |
| 施策(5) | 15 | 特色ある学校づくりの進展 |

主な事業

- ・学力向上推進事業
- ・校外活動事業
- ・富士吉田自然体験学習推進事業
- ・児童・生徒・教職員健康管理費
- ・学校体育推進事業
- ・特色ある学校づくり推進事業
- ・ならしの学校音楽祭事業
- ・鹿野山セカンドスクール事業
- ・保健体育事務費

基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開

① 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育を展開します。

学習指導要領が改訂されたことに合わせ、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をすすめることに取り組みます。

また、カリキュラム・マネジメントの充実等をさせ、学校では「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育てていきます。

さらに、言語能力、情報活用能力、問題解決能力等を教科横断的な視点に基づき、育成していきます。

② 読書活動の充実を図ります。

学校図書館・学校司書の積極的な活用をしていきます。学校図書館がもつ 3 つの機能「読書センター・学習センター・情報センター」を発揮するように、学校図書館の整備と資料の充実にも努め、児童生徒の思考力・表現力・判断力等の育成を高め、情報活用能力を育てていきます。

③ グローバルな社会で自己実現を図ることのできる国際性を身に付けさせるとともに、地域社会の問題に関心を持ち、具体的に貢献できる資質を伸ばします。

姉妹都市タスカルーサ市のALT(外国語指導助手)と連携し、外国語の授業を通して、異文化理解、文化の異なる人々と協調する態度を養う授業を工夫するなど、国際社会で生きる資質・能力を培う教育を推進します。また、我が国の文化や歴史についての理解を深め、日本人としての自覚を育てるとともに、地域問題を扱う授業やボランティア活動の実施等により、具体的な体験を積み重ねるとともに、主体的に地域・社会の形成に参画し発展に寄与しようとする態度を養います。

④ ICT 機器を整備し、確かな学力の基礎としての情報活用能力の育成を図ります。

小中学校において、どの教科でも活用できる ICT 機器の充実にも努めます。教師による資料提示や、児童生徒の対話的な学びを促進させる大型提示装置、タブレット端末などを十分に整備し、高水準な教育を展開することにより情報活用能力を高め、学力向上を図ります。

⑤ 安全教育の見直しを図り、交通安全を含めた自助・共助の精神を養います。

東日本大震災後、地域と連携した防災・減災に取り組んできました。今後は、各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを見直すとともに、交通安全も含めた 3 領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|----|---------------------------|
| 施策(1) | 16 | 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 |
| 施策(2) | 17 | 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 |
| 施策(3) | 18 | ICTの利活用による高水準な教育の展開 |
| 施策(4) | 19 | 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 |

主な事業

- ・読書活動推進事業
- ・英語指導助手招請事業
- ・小・中学校パソコン推進事業
- ・校務用パソコン整備事業

基本方針6 魅力ある市立高校づくり

① 文武両道を実現するために進路実現と部活動の充実を目指します。

市立習志野高等学校では、「習志野の王冠たれ」をスローガンに、文武両道の教育を展開し、部活動の全国的な大会での活躍など大きな成果を上げています。今後も一層の学力向上、授業の充実に向けて、シラバスの有効活用、ティーム・ティーチングによる個に応じた指導、選択授業を取り入れた学校独自の教育課程の実施に取り組めます。

また、進路指導においては、生徒一人ひとりのニーズに対応できる指導体制を築くとともに、多様な進路に対応できるようにガイダンスの内容を充実していきます。

さらに、新しい大学入試制度に対応し、高大連携に積極的に取り組み、進学率の向上に取り組んでいきます。

② 魅力ある学校づくりに一層取り組みます。

社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるように取り組んでいきます。

また、海外語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりをめざします。

さらに、より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行っていきます。

③ 地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域との連携と交流に取り組めます。

学校評議員委員会やミニ集会での意見や評価を積極的に取り入れ、開かれた学校づくりに取り組んでいきます。そのために、授業公開を積極的に実施します。

また、地域の行事やボランティア活動に参加し、地域の人々との交流を行います。部活動を中心として、老人福祉施設や保育園等の行事への参加をはじめ、清掃活動などの身近なことに取り組んでいます。

さらに、学校行事や授業公開を通して、教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めるとともに、研修の場として活用できるようにしていきます。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|----|--------------------|
| 施策(1) | 20 | 多様な高校教育の一層の充実 |
| 施策(2) | 21 | 地域や社会に開かれた高校づくりの展開 |

主な事業

- ・非常勤講師等配置事業
- ・スクールカウンセラー配置事業
- ・部活動出場奨励費
- ・高等学校教育振興費

2 生涯にわたる学びの推進（政策Ⅱ）

基本方針7 生涯学習推進のまち習志野の推進

① 生涯学習機会の充実を図ります。

市民カレッジや公民館、図書館における生涯学習機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めるとともに、市民が自立して学習が行えるよう支援します。また、市民が日常的に学習内容を深め、その学習成果を地域活動に活かすことができる環境づくりを推進します。

また、本市の生涯学習の拠点である生涯学習複合施設において、エリア内のさまざまな施設が連携した事業を展開するなど、新たな手法による生涯学習の推進と地域の活性化を図ります。

併せて、中央公民館、中央図書館に他の館を統括する役割を持たせ、全市的な視点で本市の社会教育を積極的に推進します。

子どもの読書活動の推進については、引き続き、「習志野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や学校、地域において、すべての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくりに取り組みます。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|----|----------------|
| 施策(1) | 22 | 学習機会の充実 |
| 施策(2) | 23 | 学習成果の活用 |
| 施策(3) | 24 | 社会教育指導者の確保と養成 |
| 施策(4) | 25 | 自主自立課題解決型社会の推進 |

主な事業

- ・生涯学習推進事業
- ・公民館講座費、公民館管理運営費
- ・図書館管理運営事業、図書館資料整備事業
- ・生涯学習複合施設管理運営費

基本方針8 芸術・文化活動の振興

① 芸術・文化に親しみ、みずみずしい感性を育むことができるまちづくりを進めます。

市民の創造力と感性を育み、心豊かなまちを形成するため、文化芸術基本法に基づき、本市の芸術・文化の振興に関する計画を策定し、市民の芸術・文化活動を推進します。

市民が自主自立して芸術・文化等の活動に親しむことができるよう、鑑賞し楽しんだり、参加し創造したりする機会の充実を図ります。

また、芸術文化団体の支援や団体間の交流を推進し、団体の育成と併せ、芸術文化活動の活性化を図ります。

【取り組む施策】

施策(1) 26 芸術・文化活動の振興

主な事業

・文化振興事務費
・公民館講座費
・習志野文化ホール運営費
・公民館管理運営費

基本方針9 文化財の保存と活用

① 文化遺産に触れる機会を充実し、郷土愛を育みます。

本市の歴史を多くの方々に身近に感じてもらうことができるよう、考古資料・民俗資料・文献資料等の歴史資料の調査・収集・保護・保存・活用を推進します。

【取り組む施策】

施策(1) 27 文化財の保存

施策(2) 28 文化財の活用

主な事業

・旧大沢家住宅等維持管理費
・旧鴫田家住宅維持管理費
・埋蔵文化財調査事業費

基本方針 10 青少年健全育成の推進

① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。

青少年育成団体の活動支援や青少年施設を使用した活動の充実を図るとともに、団体間の情報共有や交流の場を設け、連携を強化します。

また、青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行います。

併せて、放課後等における子どもたちの安全で安心な居場所づくりとして、引き続き、公民館で「子どもの部屋」を実施するとともに、本「振興基本計画」、「子ども子育て支援事業計画」に基づき、小学生を対象とした「放課後子供教室」を計画的に整備します。

② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。

児童生徒を対象としたインターネット利用に関するアンケート調査を実施します。調査結果を学校や家庭にフィードバックし、インターネットトラブルの未然防止に向けて、取り組みます。また、県が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。

【取り組む施策】

施策(1) 29 青少年育成団体の活動支援

施策(2) 30 家庭や地域の青少年教育力の向上

施策(3) 31 青少年のための施設における活動の充実

施策(4) 32 子どもの居場所づくりの推進

主な事業

- ・青少年センター運営費
- ・青少年相談指導事業
- ・青少年健全育成事業
- ・青年の家管理運営費

基本方針 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

- ① 年齢や世代を越え、誰もがスポーツによって人生を豊かにすることができるよう支援します。

生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、競技スポーツ、ジュニア世代、働き盛り世代、高齢者、障がい者スポーツなど、さまざまな世代が楽しめるスポーツ活動やイベントの開催などの充実を図ります。さらに「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの3つのスポーツの視点から、市民スポーツの充実を図ります。

【取り組む施策】

施策(1) **33** 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

主な事業

- ・スポーツ振興協会運営費補助事業
- ・習志野市体育協会活動費補助事業
- ・スポーツ推進委員活動事業
- ・スポーツ奨励大会開催事業
- ・市民スポーツ指導員活動事業
- ・学校体育施設開放事業

3 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進(政策Ⅲ)

基本方針 12 家庭教育力の向上

- ① 家庭教育力の向上に向けて積極的に取り組みます。

核家族化の進行や家庭の孤立化、家庭教育力の低下により児童虐待の増加など、子どもを取り巻く問題は顕在化しており、家庭教育力向上への取り組みは大きな課題です。

そこで、子どもの発達や発育に関する知識や子ども理解などの学習の機会を設定するなど、積極的に家庭教育力の向上に努めます。

- ② 家庭教育に関わる相談の充実を図ります。

社会の急激な変化の中、子どもへ対応で悩んでいる家庭や学校が多く見られます。総合教育センターでは、教育相談、特別支援教育相談、青少年テレホン相談、適応指導教室などを一元化して、多様な悩みに応えることのできる相談体制を整えています。今後は、学校と家庭をつなぐコーディネーターとしての役割も果たしていきます。

また、いじめの早期発見・未然防止・解消に向けた取り組みを推進します。児童虐待の早期発見においては、日常的な児童生徒の観察に加え、アンケート等からの実情把握が効果的なことから、生活アンケートを実施していきます。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|----|-----------------|
| 施策(1) | 34 | 家庭教育に関する学習機会の充実 |
| 施策(2) | 35 | 家庭教育相談の充実 |

主な事業

・公民館講座費 ・教育相談事業 ・適応指導教室推進事業(再掲)

基本方針 13 地域に開かれた学校づくり [教育課題①]

① 社会に開かれた教育課程の実現を推進します。

「地域の風がいきかう学校づくり」をさらに進めるために、地域との意見交換や情報交換の機会を通じて、教育理念や目標、具体的な教育計画などからなる教育課程を積極的に発信し共有するとともに、カリキュラム・マネジメントを踏まえた学校関係者評価の充実を図り、評価結果の公表を促進します。

また、社会に開かれた教育課程の実現を推進する中で、学校運営協議会の設置を段階的に進め、地域学校協働活動との連動を図りながら、地域とともにある学校づくりと学校を核とする地域づくりを一体として推進できるよう研究を進めます。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|----|------------------|
| 施策(1) | 36 | 積極的な情報公開と意見交換の充実 |
| 施策(2) | 37 | 地域とともにある学校づくりの推進 |

主な事業

・特色ある学校づくり推進事業 ・学校支援ボランティア制度

基本方針 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

① 街頭補導活動を定期的実施し活動を充実させます。

青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的実施しています。

また、中学校区ごとに青少年健全育成連絡協議会の活動があり、環境浄化や広報パトロール活動を通して、青少年の健全育成に大きな役割を果たしています。

今後は、不審者情報に対して地域での治安や風紀を向上させるための見守り活動や街頭補導活動を充実させていきます。

② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ安全を守るシステムづくりを推進していきます。

子どもの全人的な成長と安全・安心の確保という共通の目的を持って、学校、保護者、青少年健全育成団体、福祉関係者、民生・児童委員、更生保護団体、警察等の連携を一層強化し、学校を支援していきます。

特に、「子ども110番の家」については、その拡充を図り、安全を守るシステムづくりを推進していきます。

【取り組む施策】

施策(1) 38 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進

主な事業

・青少年センター運営費 ・青少年相談指導事業

4 教育環境・学習条件の整備(政策Ⅳ)

基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備

① 習志野市第2次学校施設再生計画に基づき学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等を推進します。

老朽化した学校施設の改築や長寿命化・大規模改修等を計画的に進める必要があることから、「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」と連携した「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、小中学校・高等学校施設の再生に取り組みます。

また、総合教育センター、鹿野山少年自然の家については、環境整備に努めるとともに、施設のあり方について検討していきます。

② 小中学校の適正規模・適正配置について検討します。

学校施設の適正規模・適正配置について、検討委員会を設置するなどして、本市における基本方針の策定に取り組みます。

【取り組む施策】

施策(1) 39 幼稚園・こども園の教育環境の整備

施策(2) 40 小中学校の教育環境の整備

施策(3) 41 市立高等学校の教育環境の整備

施策(4) 42 学校関連施設の環境整備

主な事業

・小・中学校全面改築事業 ・小・中学校大規模改造事業
・小・中学校施設改善事業 ・小・中学校長寿命化改修事業
・高等学校施設整備事業

基本方針 16 社会教育施設の再編・整備

① 適切な規模と機能を併せ持った生涯学習施設の整備を進めます。

公民館・図書館等の老朽化が進む社会教育施設について、市民が快適に社会教育活動に取り組むことができるよう、改修、整備を実施し、機能の維持を図ります。

また、人口減少社会、少子超高齢社会を迎える中、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、引き続き、「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」に基づき、社会教育施設の再生に取り組みます。

【取り組む施策】

施策(1) 43 社会教育施設の整備

主な事業

- ・公民館施設整備事業
- ・図書館施設整備事業
- ・生涯学習複合施設管理運営費

基本方針 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

① スポーツ施設の改修等に取り組むとともに、学校体育施設等の活用を推進します。

老朽化が進むスポーツ施設について、市民が快適に使用できるよう、「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」を踏まえ、改修等に取り組めます。

また、今後も継続して、快適に安全に施設を使用していくため、施設の老朽化対策について、計画的かつ緊急度に応じた修繕等を進めていくとともに、市内小学校の学校体育施設開放を継続することで、市民の健康・体力を育むための場の確保に努めます。

【取り組む施策】

施策(1) 44 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)

主な事業

- ・学校体育施設開放事業
- ・体育施設管理運営費
- ・体育施設整備事業

基本方針 18 教育行政の効率的・効果的な展開

① 子どもと向き合う環境を整備します。

教育委員会が実施する教職員の研修について、体系や内容の見直しを不断に行うとともに、各学校の校内研究の充実を図るために各校の校内研究を支援し、教職員の資質・指導力を向上させます。特に ICT の進展に対応できるよう、長期的な方向性を見極めながら研究を進めます。「特色ある学校づくり推進事業」を継続する中で、各校の独自の研究教科等に基づく研究の推進、伝統的な行事や取り組みの継承を支援します。

また、事務部会との連携のもと、事務の効率化をはかり、教職員が子どもと向き合う環境づくりを支援します。

さらに、「学校における働き方改革」の視点から、学校教育指導行政年間計画についても見直しを図ります。

② 教育行政に関する PDCA サイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。

これからの教育行政では、施策の体系的整理→計画的な事業展開→成果や課題の適切な分析→事業の改善、という計画と評価を関連付けた取り組みがより一層求められています。そこで、評価を見通した、実効性のある「教育行政方針」の策定と、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」の点検・評価の方法・組織・報告書の形式等について、改善を加え、これらを相互に関連付けて、教育の機会均等と教育水

準の維持向上を図るとともに、効果的な教育行政を推進します。

③ 先進的な施策の継続的研究と中・長期的視野に立った施策の策定と、必要に応じた組織づくり、予算の計上を進めます。

異校種間で連携する教育、特別支援学校の設置・運営、地域のコミュニティづくりなどの先進的な施策、いじめ問題などの実効性のある対応例などについて、本市の状況に適合するか継続的に研究します。

【取り組む施策】

| | | |
|-------|----|--------------|
| 施策(1) | 45 | 教育委員会事務局の活性化 |
|-------|----|--------------|

| |
|--|
| <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施 ・習志野市教育行政基本方針の策定 |
|--|

5 本市の教育課題について

前「基本計画」では、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、「H13基本計画」、市民意識調査の実施状況を踏まえて、本市の教育課題を下記のように定めています。

| 学校教育 | | 生涯学習 | |
|------|---|------|-------------------------------------|
| 課題1 | 「地域の風がいきかう学校づくり」の推進(地域に開かれた学校教育の確立) | 課題1 | 新しい公共の形成をめざす社会教育の推進(一市民、一ボランティアの確立) |
| 課題2 | 「確かな学力」を育成する教育の推進(生きる力→知の確立) | 課題2 | 市民の学びを支援する公民館・図書館活動の推進(一市民、一文化の確立) |
| 課題3 | 豊かな心を育む教育の推進(生きる力→徳の確立) | 課題3 | 芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進(一市民、一文化の確立) |
| 課題4 | 健やかな体を育む教育の推進(生きる力→体の確立) | 課題4 | 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進(一市民、一スポーツの確立) |
| 課題5 | いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す教育の推進(人間関係力の確立) | 課題5 | 次代を担う青少年の健全育成の推進(青少年の心と体の伴った成長の確立) |
| 学社連携 | 「家庭・地域の教育力の充実」(家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進) | | |

これらの課題は、ここまでできればよしという到達点はなく、どこまでも継続して取り組むべき重要なものであることから、本「振興基本計画」においても教育課題として位置づけました。なお、本「振興基本計画」では、特に関連の強い「基本方針」または「施策」に、教育課題を明示して、一層の取り組みの充実を図ることを目指しています。

平成19年度より学校教育の課題が現在の表現に定まり、さらに、社会教育に係る課題を明らかにしています。

第2部 基本計画編

教育振興基本計画の記述の内容

| | | | |
|-----------------|---|---|-------------------------|
| 政策 ○ | 「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。 | | 施策の 通し番号 |
| 基本方針 □ | 「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。 | | |
| 施策 (◇) | 基本方針□に基づいた「政策」を実現するための個々の取り組みを示しています。 | | |
| 目 標 | 施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | <p>○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 (総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります)</p> <p>○指標の求め方: 定量的に示す場合の指標を求めするための計算式</p> | <p>○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。</p> <p>○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。</p> | |
| 現 状 と 課 題 | <p>「施策(◇)」に関する「現状と課題」をおおむね以下の構成・内容で分析し、記述しています。</p> <p>①社会状況の分析 ②前「基本計画」における取り組みの状況 ③上記取り組みの後に残された課題 ④上記課題に対して本「振興基本計画」に位置付ける対応策 ⑤本「振興基本計画」実施期間中に生じると予想される課題 ⑥上記課題に対する対応策</p> | | |

小施策① 【 】

取り組み内容 【担当課】

・施策に含まれる個々の取り組み内容について説明しています。

小施策② 【 】

習志野市教育振興基本計画 政策・基本方針・施策・小施策 一覧

| 政策 | 基本方針 | 施策 | 小施策 |
|--------------------|---------------------|--|---|
| 政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進 | 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | (1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進 | ①主体性を育む教育課程の編成 ②幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 ③体験を重視した教育活動 ④言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動 ⑤幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進 |
| | | (2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進 | ①健康な心と体を育む身体活動の推進 ②自他を思いやり、命を大切にすると人権教育の充実 |
| | | (3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進 | ①安全教育の推進 ②安全管理の推進 |
| | | (4) 特別支援教育の推進 | ①特別支援教育の更なる充実 ②関係機関との連携と研修体制の充実 |
| | | (5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進 | ①幼児教育と小学校教育の円滑な接続 |
| | 2 子育て・子育て支援の充実 | (1) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進 | ①地域での子育て支援の推進 ②預かり保育の内容の充実 |
| | | (2) 家庭・地域との連携の強化 | ①地域に根ざした園づくりの推進 |
| | 3 信頼を築く習志野教育の進展 | (1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【学校教育 課題⑤】 | ①生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進 ②計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実 ③習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開 |
| | | (2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展 | ①特別支援教育の充実 ②就学に係る校内委員会等の機能の充実 ③発達障がいなどに対する支援の推進 ④特別支援教育の理解啓発の充実 ⑤必要に応じた支援員の配置 |
| | | (3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 | ①教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 ②教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進 |
| | 4 子どもの生きる力を育む教育の充実 | (1) 確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】 | ①個に応じた指導の充実 ②指導と評価の一体化 ③児童生徒の学力の分析と指導方法の改善 |
| | | (2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】 | ①豊かな体験活動の充実 ②学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実 ③学校人権教育の充実 ④豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進 |
| | | (3) 健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】 | ①学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進 ②体力・運動能力の向上 ③児童生徒・教職員の健康管理 |
| | | (4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施 | ①食育の充実 ②地産地消の推進 ③安全な給食の提供 |
| | | (5) 特色ある学校づくりの進展 | ①特色ある学校づくりの推進 ②地域の教育環境を生かした教材の開発 |
| | 5 子どもを未来につなげる教育の展開 | (1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 | ①「主体的・対話的で深い学び」の実現 ②読書教育の充実 |
| | | (2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 | ①個に応じた進路指導の充実 ②キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成 ③外国語教育・国際理解教育の充実 ④平和教育・環境教育の充実 |
| | | (3) ICTの利活用による高水準な教育の展開 | ①ICT環境の充実 ②教科指導におけるICT活用の充実 ③ICT活用指導力向上のための研修の充実 |
| | | (4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 | ①安全管理の徹底 ②安全教育の推進 |
| | 6 魅力ある市立高校づくり | (1) 多様な高校教育の一層の充実 | ①充実した学校生活を送るための取り組み ②魅力ある学校づくりへの取り組み |
| | | (2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進 | ①地域に開かれた学校づくり ②地域との連携と交流 |

| 政策 | 基本方針 | 施策 | 小施策 |
|--|---------------------------|---|---|
| 政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進 | 7 生涯学習推進のまち習志野の推進 | (1) 学習機会の充実 | ①公民館講座の充実 ②図書館資料の充実 ③公民館と図書館が連携した事業の実施 ④習志野市民カレッジの充実 ⑤子どもの読書活動の推進 |
| | | (2) 学習成果の活用 | ①学習成果を生かす場の提供 ②地域における人材(コーディネーター)の育成 |
| | | (3) 社会教育指導者の確保と養成 | ①指導者の確保 ②指導者の育成 |
| | | (4) 自主自立課題解決型社会の推進 | ①自主活動(サークル活動等)の場の提供 ②図書館機能の充実 |
| | 8 芸術・文化活動の振興 | (1) 芸術・文化活動の振興 | ①文化振興計画の策定と事業の推進 ②市民参加行事の充実 ③質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供 |
| | 9 文化財の保存と活用 | (1) 文化財の保存 | ①文化財の収集・保存の充実 ②開発に伴う埋蔵文化財調査の充実 |
| | | (2) 文化財の活用 | ①旧大沢家住宅・旧鴉田家住宅の活用の充実 ②文化財の展示・普及の推進 |
| | 10 青少年健全育成の推進 | (1) 青少年育成団体の活動支援 | ①青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進 ②各団体の自主事業に対する支援体制の強化 |
| | | (2) 家庭や地域の青少年教育力の向上 | ①情報共有の促進・関連機関との連携強化 ②インターネットトラブルの未然防止 |
| | | (3) 青少年のための施設における活動の充実 | ①富士吉田青年の家における活動の充実 |
| | | (4) 子どもの居場所づくりの推進 | ①放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 ②地域で子どもを育てる環境づくりの推進 |
| 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 | (1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 | ①「する」スポーツの推進 ②「みる」スポーツの推進 ③「支える」スポーツの推進 | |
| 政策Ⅲ よ学校・教・育・家・の・庭・推・進・地・域・社・会・の・連・携・に | 12 家庭教育力の向上 | (1) 家庭教育に関する学習機会の充実 | ①子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実 |
| | | (2) 家庭教育相談の充実 | ①学校と家庭、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進 ②長欠・不登校児童生徒解消の推進 ③児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応 ④一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応 |
| | 13 地域に開かれた学校づくり【教育課題①】 | (1) 積極的な情報公開と意見交換の充実 | ①学校と家庭・地域相互の情報交換の推進 |
| | | (2) 地域とともにある学校づくりの推進 | ①家庭・地域の教育力を生かした教育活動の推進 |
| 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり | (1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進 | ①街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実 ②「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進 | |
| 政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備 | 15 安全で潤いのある学校環境の整備 | (1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備 | ①新たなこども園の設置と幼稚園の再編 ②幼稚園・こども園の施設補修 |
| | | (2) 小中学校の教育環境の整備 | ①学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等の推進 ②小中学校の適正規模・適正配置の検討 |
| | | (3) 市立高等学校の教育環境の整備 | ①習志野高校の教育環境の整備 |
| | | (4) 学校関連施設的环境整備 | ①給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック ②給食センターの日常業務の円滑化 ③「鹿野山少年自然の家」の施設の整備 |
| | 16 社会教育施設の再編・整備 | (1) 社会教育施設の整備 | ①社会教育施設の改修・整備 ②社会教育施設の再生 |
| | 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備 | (1) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) | ①スポーツ環境の整備、安全性の維持 |
| | 18 教育行政の効率的・効果的な展開 | (1) 教育委員会事務局の活性化 | ①PDCAサイクルに基づく活動の推進 |
| | | | ②広報活動の充実 |
| ③学校事務との連携 | | | |
| ④先進的な施策の研究 | | | |
| ⑤学校における働き方改革の推進 | | | |

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 1/45 |
| 基本方針Ⅰ | 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | | |
| 施策(Ⅰ) | 社会の変化に対応した幼児教育の推進 | | |
| 目 標 | 目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼児教育を推進します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○各幼稚園・こども園での保育研究の回数 ○園外の研修会への参加回数 | ○指導案を作成しての保育研究の回数 (各幼稚園・こども園1回以上) ○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上) | ○指導案を作成しての保育研究の回数 (各学年1回以上) ○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上) |
| 現 状 と 課 題 | <p>社会の少子化、情報化、核家族化など、幼児を取り巻く環境の変化に伴い、幼児教育のニーズが多様化しています。また、平成30年4月の新幼稚園教育要領の施行に伴い、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であること、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を獲得していく時期であることから、幼児教育の重要性が提言されました。</p> <p>前「教育基本計画」では、「習志野市就学前保育一元カリキュラム」を踏まえ、幼児の興味・関心に応じた主体的な遊びが展開できるように、各園の研究、保育実践の中で発達に則した適切な環境構成や指導方法の工夫改善に努め、併せて指導計画の見直しに取り組んできました。</p> <p>しかし、子どもを取り巻く環境の目まぐるしい変化に伴い、家庭・地域社会・幼稚園・こども園が総合的に連携して幼児教育を提供することが求められています。また、幼児が身近な環境に主体的に関わり、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の育成ができるように、更なる保育・教育の質の向上が必要です。主体的な遊びの展開においては、幼児の発達に応じた遊具や教材などの物的環境、教師の援助・役割を明確にした人的環境および取り組みに応じた環境の再構成を考えることが重要です。そのための教師の指導力が求められています。特に若年層教員(臨時的任用職員を含む)の指導力が課題となり、教員の資質向上のために更なる研修体制の整備・充実が必要と考えます。</p> <p>これらの課題をふまえ、幼児の主体的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人ひとりの発達の特性に応じた総合的な指導を展開し、幼児理解に基づいた計画的な環境構成と教師の役割を明確にした援助を探求していきます。また、家庭・地域等と連携した豊かな生活体験を通して、表現力や感性・思考力・言語能力を育み、発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進するとともに、教員の指導力の向上に努めていきます。</p> <p>※「習志野市就学前保育一元カリキュラム」 習志野市のすべての就学前の子どもたちが、健全な人間形成の基礎を培うことを目的に、幼保の枠を超えて教育・保育の基本として平成18年4月に策定された。</p> | | |

小施策①主体性を育む教育課程の編成【こども保育課】

一人ひとりの幼児理解に基づく計画的で創意工夫のある環境構成と教師の役割の明確化に努め、一人ひとりの幼児が自ら周囲の環境に働きかけ意欲的に学ぶ主体性を育みます。

また、幼保の枠を超えた0歳児から5歳児までの一貫したカリキュラムに基づく教育・保育を推進し、3年に一度カリキュラム内容の見直しを実施して、内容の充実を図ります。

小施策② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開【こども保育課】

幼児期の発達の特性や発達段階を十分理解し合う研究・研修を行い、幼児の自発的な活動としての遊びを通して、幼児期にふさわしい生活が展開できるように指導計画の見直し・改善・実践に努めます。

小施策③ 体験を重視した教育活動【こども保育課】

幼稚園・こども園生活の中で、幼児を取り巻くさまざまな人々・異年齢・保育所、小・中・高等学校の人たちとの交流や触れ合いができるよう積極的に計画していきます。その中で「自分や他者を大切にする心」、「善悪を判断する心」、「人とかかわる楽しさを味わい、感じる心」を育てます。

また、身近な小動物との触れ合いや植物の世話を通して、生長や変化に気付き、自然に対して興味・関心をもてるような環境を整えていきます。関わったり触れたりする中で、命を大切にする豊かな心を育てていきます。

さらに、年長児については、鹿野山自然体験を通し、幼児が豊かな自然環境の中で思いきり体を動かす心地よさ、自然に触れて遊ぶ楽しさ、自然の美しさや不思議さへの感動など、友達と一緒に行動する充実感、自分の力でやり遂げる満足感を味わわせていきます。

小施策④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動【こども保育課】

日々の保育の中で、教師や友達と心を通わせ、自分の感情や意志、経験したことや考えたことを言葉で伝えたり、相手の思いを聞いたり受け止めたりする中で、言葉を交わす喜びを味わえるようにします。

また、自ら絵本や童話に触れることができるような場や時間と読み聞かせの時間を確保します。

さらには、教師の読み聞かせのほか、保護者、ボランティア、地域の公民館などと連携を図りながら、子どもが絵本や童話に親しみ、想像を巡らせながら読書することの楽しさや喜びを感得できるようにし、豊かな言葉や表現を身につけます。

また、日常会話や絵本・童話を通して、正しい言葉の使い方や聞く力・伝える力を養っていきます。

小施策⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進【こども保育課】

1～5年目の教員を対象に、具体的な実践の中で、幼児理解、発達に即した指導方法や援助などの指導力を身に付けることを目的とした初期層研修を行い、指導力の向上に努めます。

また、指導的立場となる中堅層教員を対象に、園経営への参画、若年層教員への指導、研究・研修の効率的な推進など、資質向上とともにリーダーの育成を図ります。

| | | |
|-----------------|--|---|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | 施策番号 2/45 |
| 基本方針 I | 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | |
| 施策 (2) | 「健康な心と体」を育てる教育の推進 | |
| 目 標 | 健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。 | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) |
| | 目標値(2025年度) 目標(2025) | |
| | ○健康教育・食育教育の実施回数 ○人権教育研修の実施回数 | ○健康教育・食育教育の実施回数(各施設 3回以上) ○自園の人権教育研修の実施回数(2018年1回) |
| 現 状 と 課 題 | <p>現代社会は、生活全体が豊かで便利になっている一方、社会環境や人々の生活様式が大きく変化したことで、子どもの遊ぶ場所、遊ぶ友達、遊ぶ時間の減少、そして交通事故や犯罪への懸念などから、戸外で体を動かして遊ぶ機会の減少を招いています。</p> <p>また、児童・生徒のいじめによる自殺やゲーム機やインターネット等のICT機器の影響が社会問題となるなど、乳幼児期からの人とかかわるコミュニケーション能力の育成も課題となっています。</p> <p>前「教育基本計画」では、各幼稚園・こども園において地域の人材を活用したり、発達に応じた運動遊びの教材研究を深めたりして、魅力ある運動遊びを展開することで体力の向上に取り組んできました。また、運動の他、栄養・睡眠などの生活習慣の定着や食生活に関する指導の充実も図ってきました。併せて、自分の命や友達を大切にする気持ちが育つように努めてきました。</p> <p>しかし、子どもを取り巻く社会の変化は激しく、疲れやすい子どもや児童期の肥満、生活習慣病などの増加がみられます。また、活発に体を動かす遊びが減少し、幼児期からの多様な動きの獲得や体力・運動能力に影響しています。</p> <p>そこで、幼児期の発達の特性を踏まえて、幼児が遊びの中で意欲をもって取り組むこと、多様な動きを身に付けること、体を動かす楽しさや心地よさを実感できるよう、自発的に体を動かして遊ぶ機会を保証することなどを、日々の保育の中で意識していく必要があります。</p> <p>また、幼児期の運動習慣によって、心と体が相互に関連しながら意欲や社会性等の非認知的能力が育まれることから、生涯にわたる心身の健康づくりの視点からも指導計画を見直していきます。</p> <p>併せて、規範意識の芽生えを培うために、集団生活の中で教師との信頼関係を土台に自己発揮し、互いの思いや考えを主張したり折り合いをつけたりする体験を大切にしています。</p> | |

小施策①健康な心と体を育む身体活動の推進【こども保育課】

幼児の健全な成長発達のために、規則正しい生活リズムの定着・確立を目指していきます。幼稚園やこども園・家庭・地域の保健師と連携を図り、テーマに沿った「健康教育」の開催や、健康や生活習慣に関する指導を進め基本的な生活習慣の定着の強化に努めます。

また、自ら体を動かすことを好む幼児の育成をめざし、幼児期運動指針（平成24年3月）を踏まえ、園生活の中で毎日楽しく体を動かして遊ぶ体験を通して、運動能力が高められるように努めます。更に、意欲的に体を動かし、多様な動きを繰り返し経験できるよう、場・遊具・遊び方・環境構成の工夫に努めます。

食育として、和やかな雰囲気の中で、友達や先生と食べる楽しさを味わわせたり、さまざまな食べ物への興味や関心をもたせたりするなど、進んで食べようという気持ちを育てていきます。

また、保護者や教職員には栄養士、保健師による講話、研修会を通して、食習慣の重要性への理解に努めます。併せて「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、基本的な生活習慣の定着に向けた指導を進めていきます。

小施策②自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実【こども保育課】

道徳性や規範意識の芽生えを培うためには、遊びや生活の充実を図るとともに、一人一人の実態や個性の理解と教師との信頼関係が基盤となります。また、互いが気持ちよく生活していくために「決まり」の必要性に気づき、自分の気持ちを調整する力、いろいろな人や環境とかがわる力、社会のルール等、場を通して身に付くように指導していきます。

日々の保育においていろいろな経験を通して、自分を大切にする心、自分以外の友だちを思いやる心について指導していきます。また、命を大切にする気持ちを育むとともに、小学校以降の平和教育につながるよう、互いの存在を認め合ったり受け入れたりするなど、心身ともに健全な幼児を目指していきます。更に、教職員が人権教育について正しい知識がもてるように、人権教育にかかわる園内研修の充実を図るとともに、県主催の「学校人権教育地区別協議会」への参加を支援し、研修内容を生かして人権意識を高めるとともに指導力の向上に努めます。

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 3/45 |
| 基本方針Ⅰ | 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | | |
| 施策(3) | 幼児の安全・安心を守る教育の推進 | | |
| 目標 | 幼児が安全・安心な園生活を過ごすための安全教育の充実にに向けて取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○警察署・消防署と連携した避難訓練の実施 ○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合 指標の求め方:(実施している園の数)/(幼稚園・こども園の数) | ○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%) ○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%) | ○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%) ○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%) |
| 現状と課題 | <p>30年以内に震度6弱以上の揺れに襲われる危険性が85%と高確率であり、大規模災害時における幼児の安全確保がより重要になっています。地震等災害時の防災対策として、前「教育基本計画」では東日本大震災時の教訓を活かし見直した各園の緊急防災マニュアルを基に各幼稚園・こども園で計画的な訓練を実施し、評価、見直しをすることにより、幼児の安全・安心な生活の確保に努めてきました。</p> <p>近年、就学後7歳の交通事故被害数が突出しており、就学前の交通安全指導の重要性を感じています。また、不審者事件の多発、異常気象等も大きな社会問題となっています。前「教育基本計画」でも園生活をより安全・安心に送ることができるよう、幼児・保護者を対象に交通安全教育の指導に努めてきました。</p> <p>これらの課題を踏まえ、習志野市防犯安全課、危機管理課、教育委員会(こども保育課)等関係機関との連携や各幼稚園・こども園の防災計画や防災マニュアルの関連を図りながら、園児の安全が確保されるよう、安全体制の一層の充実に努めます。</p> <p>また、警察、消防署、近隣学校等の関係機関、PTA等との連携を更に深め、「安全・安心な幼稚園(こども園)」を目標に、危機を未然に防ぐ危険予知・危険回避能力等を身に付けられるよう、安全教育の充実に努めます。</p> | | |

小施策①安全教育の推進【こども保育課】

火災や地震、自然災害等の防災訓練、不審者対応訓練等、各園における安全教育では、幼児が日々の訓練を通して、自分の身は自分で守ることの大切さや危険予知・危険回避能力等が幼児に身に付くように指導の充実に努めていきます。

また、就学前の交通安全指導を重要視し、通園区域における安全マップの活用、親子による交通安全指導、園周辺の実地調査(交通状況の把握等)、関係機関の連携等による実践的な交通安全教育を推進します。

小施策②安全管理の推進【こども保育課】

各幼稚園・こども園の緊急対応マニュアルを基にした教職員の役割分担の明確化や訓練の実施、評価、見直しをするとともに、市や地域と連携した訓練を行うことにより、幼児の安全・安心な生活を守るように努めます。

また、教職員の安全管理意識(危機管理意識)を高めるために研修の充実に努め、教職員の安全管理意識と指導力の向上に努めます。さらに保護者、警察、市関係機関等と連携を図り、要注意箇所の点検や見守り、不審者等の情報の速やかな伝達、園舎内外や地域の巡回等に努め、幼稚園・こども園と学校、地域、関係機関、団体等が一体となり実施しながら、幼児の安全確保に努めます。

| | | |
|-----------------|--|--|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | 施策番号 4/45 |
| 基本方針 I | 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | |
| 施策 (4) | 特別支援教育の推進 | |
| 目 標 | 支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。 | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) |
| | 目標値(2025年度) 目標(2025) | |
| | ○特別支援教育関連の研修会に全職員が参加の割合 | ○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(38%) |
| | ○臨床心理士と指導主事の施設訪問の実施の割合 | ○各施設2回以上の実施の割合(100%) |
| 現 状 と 課 題 | <p>近年、幼児の発達についての相談が増え、特性も多様化する中で、一人ひとりの幼児の発達や困り感に応じた丁寧できめ細かな支援が求められています。また、個々の幼児を理解した適切な支援や就学を見通した保護者支援など、関係機関と連携・協力して幼児や保護者を支援する体制づくりも必要です。</p> <p>各幼稚園・こども園では教頭を特別支援コーディネーターとして位置付け、幼稚園・こども園全体で支援を必要とする幼児の指導方法を考え共通理解し、全職員で関わっていく体制を整えてきました。また、関係機関との連携を図り、臨床心理士等による巡回相談を行う中で、幼児や保護者のニーズに応じたより良い支援の仕方や個別支援計画を考えてきました。さらに、職員が特別支援教育に対する理解を深めて、指導にあたるように研修会を実施してきました。</p> <p>しかし、特別支援教育を更に推進していくためには、支援を必要とする幼児に対し、関係機関が連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実が図られることが求められています。特に幼児期においては、家庭や医療・福祉などの業務を行う関係機関と連携しながら、個々の幼児の障がいや発達に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うことが必要です。</p> <p>また、集団生活を通して全体的な発達を促していくことから、共に学び合い育ち合う学級経営を基本として、幼児・保護者・担任を支え、共に幼児を育てていくことが重要です。</p> <p>そこで、関係機関との連携を強化することで、支援を必要とする幼児や保護者に応じた理解・指導・相談など細やかな支援体制づくりに努めていきます。また、就学に向けた支援体制づくりや就学後の引継ぎなどに丁寧に取り組んでいきます。</p> | |

小施策①特別支援教育の更なる充実【こども保育課】

特別な支援を必要とする幼児の行動特性に目を向け、障がいや発達課題を理解することに努めます。また、個々のニーズに応じた支援が適切に実施できるよう「個別支援計画・指導計画」の作成を推進していきます。特に計画の目標設定・指導内容・支援方法については、専門的な立場からの具体的な助言を受けて内容の充実を図ります。

また、各幼稚園・こども園の発達支援コーディネーターを中心に、園内における個々の幼児への支援及び指導内容の理解を深め、幼稚園・こども園全体で計画的・組織的に幼児・保護者・担任を支援していく体制整備を推進するとともに、特別な支援を必要とする幼児の早期発見と早期支援ができるように努めます。

小施策②関係機関との連携と研修体制の充実【こども保育課】

個々の幼児の自立に向けた相談体制や支援体制確立のために、家庭や医療・福祉などの業務を行う関係機関との連携を強化します。特に就学を見通し、保護者への十分な情報提供に努めるとともに、保護者との信頼関係を築きながら支援をしていきます。

また、就学先への引継ぎや就学後の学校訪問など、幼児・保護者のサポートのために関係機関との協力体制作りを推進します。また、全職員が、特別支援教育への理解を深め、専門的な知識をもって支援・指導にあたるように、研修会への参加を推奨するとともに、各幼稚園・こども園に配置されている支援員・加配職員の研修体制を見直し、職員の資質向上を目指します。

さらに各施設を訪問する中で、支援を要する幼児が在籍する学級の保育指導について支援します。

| | | | |
|---------------|--|-----------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 5/45 |
| 基本方針Ⅰ | 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 | | |
| 施策(5) | 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進 | | |
| 目標 | 幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、滑らかな接続に向けて取り組んでいきます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○お互いの研究保育・研究授業の参観回数 | ○互いに研究授業等の参観を行っている地域 2地域 | ○全地域参観回数 年2回以上 |
| 現状 と 課題 | <p>令和元年より家庭の経済的負担を減らしつつ、すべての子どもが質の高い教育を受けられるように幼児教育・保育無償化が実施され幼稚園教員の資質や専門性の向上が求められています。</p> <p>今日の情報社会の中、保護者の価値観・教育観は多岐にわたり、幼稚園教育に求められるものも多様化しています。また個別に支援を要する幼児を含めた個々に応じた援助や学級経営が更に求められています。</p> <p>平成29年3月31日に幼・小・中の学習指導要領の改訂が示され、平成30年度には、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針3法の全面実施、令和2年度には小学校学習指導要領の全面実施がなされ、その中で、幼児期から継続して育成すべき資質・能力の3つの柱が示されました。また、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針では、小学校以降の教育と円滑に接続できるよう、小学校教師との意見交換や合同研究会等の機会を設け「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有できるように連携を図ることとされています。幼児期の遊びを通しての学びが、小学校での各教科等における学習へ円滑に接続されるように、双方の教育を理解するとともに、発達やカリキュラムのつながりについて見通しを持ち、幼・保・こ・小それぞれの職員が共通理解し、接続期のカリキュラムの作成を進めていく必要があります。</p> <p>これらのことから、発達や学びの連続性をふまえ、幼児期後半から小学校1年生への接続期のカリキュラムの作成と教育課程の取り組みについて推進するとともに、保育・授業参観や研修会の充実を図り、職員の指導力の向上に努めていきます。</p> | | |

小施策①幼児教育と小学校教育の円滑な接続【こども保育課・指導課】

幼稚園・保育所・こども園の5歳児後半の学びを生かして小学校1年生への円滑な接続ができるよう、幼保小連携のカリキュラム作成及び接続期を設けた教育課程の取り組みを、連携を密に図りながら組織的・計画的に推進していきます。

また、小学校教育を見通して、友達と共通の目的を生み出し、協力、工夫して実現していく経験や、協同して活動する経験を重ねていきます。職員も相互理解が図れるように、幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して保育・授業参観・合同研修、職場交流研修、園児・児童の交流学习を開催し、相互の保育・教育の充実を図ります。

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 6/45 |
| 基本方針2 | 子育て・子育て支援の充実 | | |
| 施策 (1) | 多様なニーズに対応した子育て支援の推進 | | |
| 目 標 | 安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施割合 | ○幼稚園の長期休業中の預かり保育実施0% 指標の求め方:(実施している幼稚園の数) / (幼稚園の数) | ○幼稚園の長期休業中の預かり保育実施100% 指標の求め方:(実施している幼稚園の数) / (幼稚園の数) |
| 現 状 と 課 題 | <p>少子化や核家族化等が急激に進行している中で、平成19年6月の学校教育法の一部改正により、預かり保育の実施等が「幼稚園教育要領」に位置付けられました。また、幼稚園のもつ機能や施設を地域に開放し、幼児期の教育にかかる相談に応じたり、情報を提供したりするなど、地域における幼児教育のセンターとしての機能が求められています。</p> <p>保護者への子育て支援活動として、幼稚園・こども園での「子育てふれあい広場」や預かり保育を実施し、推進してきました。しかし、幼児教育に対するニーズの多様化、家庭の教育力・子育て力の低下、子育て家庭の孤立化がますます進み、幼稚園・こども園が子育て支援の拠点として更に機能していくことが期待されています。</p> <p>これらの現状や課題をふまえ、今後も幼稚園・こども園では、家庭や地域の関係機関と連携をとりながら子育て支援を推進していくことで、地域における幼児教育のセンターとしての役割を担っていきます。そして、子育て家庭が安心や喜びを感じながら子育てができるように取り組んでいきます。</p> | | |

小施策①地域での子育て支援の推進【こども保育課】

親子が安全・安心に遊べる場と親子、子ども同士、親同士の交流の場の提供として、「子育てふれあい広場」を引き続き開催します。広場の中では、遊びの紹介、在園児とのふれあいの場の提供、子育て相談を実施することで、子育ての楽しさや喜びを味わいながら、子どもの成長に期待をもって子育てができるように、地域の子育てを支援していきます。

さらに、幼稚園にて保育室・園庭等を定期的に開放するとともに、こども園こどもセンターでは、在園児との触れ合いの場の提供や親子でのふれあい遊びの紹介など、地域の子育て家庭に対して、気軽に遊べる場と交流の場の提供をする中で、親と子が共に育つ場となるようにします。

小施策②預かり保育の内容の充実【こども保育課】

幼稚園・こども園にて、教育課程に係る教育時間終了後及び長期休業中に、預かり保育を希望する園児を対象として行う教育活動です。幼児の心身の負担に配慮し、異年齢のかかわりや日常の保育との関連を大切にするとともに、家庭との連携を図りながら、内容の充実を目指します。

| | | | |
|--------|---|---|---|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 7/45 |
| 基本方針2 | 子育て・子育て支援の充実 | | |
| 施策 (2) | 家庭・地域との連携の強化 | | |
| 目標 | 保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○各幼稚園・こども園の評価指数の平均値 2018年度末と2025年度末の比較 指標の求め方;各幼稚園・こども園の学校評価指数(職員による自己評価と保護者によるアンケート評価) | ○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価4の取得 67.4% | ○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価4の取得 70% |
| 現状と課題 | <p>幼児期は、幼稚園やこども園・家庭・地域での生活の中で、さまざまな人とかかわり、さまざまな体験を重ねることで、いろいろなことを学び、身に付けていきます。したがって、幼稚園やこども園での生活と家庭・地域生活を考えながら、幼児教育や子育て支援の充実を図ることが重要です。充実のためには、幼稚園やこども園・家庭・地域それぞれが信頼し合う関係でなければなりません。</p> <p>前「教育基本計画」においても、地域に根ざした園づくりを目指して、家庭・地域と連携を図ったり、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を基に、職員の自己評価や保護者によるアンケート評価を実施したりしてきました。そして、評価結果を分析し、幼稚園・こども園経営の改善に努めてきました。</p> <p>しかし、家族のつながりや子育てを取り巻く状況が変化していることから、子どもをめぐるさまざまな問題が起きるなど、今後、更に家庭・地域との細やかな連携が必要になってきています。</p> <p>そこで、保護者・地域の方々との信頼関係を築き、幼稚園やこども園・家庭・地域での生活の中で幼児の望ましい発達が促されるように、更に連携の強化を図っていきます。</p> <p>また、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を踏まえ、学校評価による幼稚園・こども園経営の改善を図るとともに、保護者・地域に対して積極的な情報公開に努めていきます。そして、幼児教育に対する理解と協力を得られるように、保護者や地域に信頼される幼稚園・こども園を目指します。</p> | | |

小施策①地域に根ざした園づくりの推進【こども保育課】

幼児の生活は家庭・地域・幼稚園やこども園で営まれています。幼稚園・こども園生活で培われた社会性・表現力・基本的な生活習慣等が家庭や地域社会で生かされるという循環の中で、幼児の望ましい発達が促されるように、家庭・地域との連携の強化を図っていきます。

また、信頼される幼稚園・こども園となるために、幼稚園・こども園経営の在り方について、設定した目標や具体的な計画に照らして、達成状況を評価・公表することが必要です。

評価結果から、幼稚園・こども園経営の課題を明確にして改善を図り、保護者・地域の幼稚園・こども園経営・教育に対する理解を得ながら、信頼される幼稚園・こども園づくりを目指します。

| | | | |
|-----------------|---|---|--|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 8/45 |
| 基本方針3 | 信頼を築く習志野教育の進展 | | |
| 施策(Ⅰ) | いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展 | | |
| 目 標 | いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○不登校児童生徒数の割合 | ○不登校児童生徒数の割合 小学校 0.72% 中学校 3.07% | ○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下) |
| | ○いじめアンケートの全市集計 | ○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合(2学期) 小学校(7.5%) 中学校(0.6%) | ○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%以下) 中学校(0.5%以下) |
| 現 状 と 課 題 | <p>本市のいじめの認知件数は、「けんか」や「ふざけ合い」もいじめと捉えて対応していることもあり、増加傾向が見られます。学校では、いじめに至る状況を早期に察知したり、いじめアンケート等を活用していじめを把握したりするなどして、早期に対応して、その解決に努めているところです。</p> <p>不登校児童生徒数の割合は本市でも年々増加傾向にあります。小学校では、ここ数年顕著に増加しております。</p> <p>発達段階に応じた児童生徒理解と組織的な対応を充実させるとともに、家庭・地域・関係機関ともさらに連携しながら、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るなど、いじめ・不登校の未然防止、解消に努めます。</p> | | |

小施策①生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進【指導課】

児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。

また、教師と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、児童生徒一人ひとりが自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある授業を実現します。

小施策②計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実【指導課】

生徒指導の方針や重点目標及び生活行動等の基準を明確にするなどして作成した年間生徒指導計画に基づき、教師間の共通認識を深め、具体的な指導がされるよう生徒指導体制の充実を図ります。

また、生徒指導に関する校内研修の充実を図り、教師の指導力向上に努めます。

小施策③習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開【指導課】

いじめの防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築く取り組みを日々進めます。また、年間3回の「習志野市いじめアンケート」を実施し、いじめを早期発見するとともに、組織的に早期対応をすることを徹底します。また、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、市立小中学校・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策などについて協議し、その成果を学校に還流します。いじめの重大事態には、迅速に必要な措置を講ずるため「いじめ問題対策委員会」との定期的な情報の共有を進めます。

| | | | |
|-------|--|---|---|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | 施策番号 9/45 | |
| 基本方針3 | 信頼を築く習志野教育の進展 | | |
| 施策(2) | 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展 | | |
| 目標 | 障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、個別の教育支援計画の作成率及び活用状況 | ○個別の教育支援計画作成率(99%) (通常学級含まない) (活用状況については、今後予定する保護者アンケートによる) | ○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、作成が必要な児童生徒の個別の教育支援計画作成率(100%) |
| | ○特別支援学級数と支援員配置数の差 | ○特別支援学級数(62学級) 支援員配置数(39人) 差(23) | ○差(23を下回る) |
| 現状と課題 | <p>特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増えている状況の中、障がいをもった児童生徒に対し、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい支援が求められています。特別支援学級に在籍する児童生徒への効果的な支援の充実と通常学級に在籍している障がいを有する児童生徒や特別な支援を要する児童生徒への支援の充実に、引き続き取り組みます。</p> <p>また、特別支援教育コーディネーターを中心とする組織的な支援が更に図られるよう、特別支援教育の担当教員等の専門性の向上や通常学級の教員等の特別支援教育に関する知識や技能の習得に向けて、研修等の充実に努めます。</p> | | |

小施策①特別支援教育の充実【指導課】

特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づき、特別支援教育に係る学びの場の充実に努めます。

小施策②就学に係る校内委員会等の機能の充実【指導課】

校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。また、校内の特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする子どもの早期発見・早期対応ができるよう、校内委員会と関係機関との連携協力の体制整備を推進します。

小施策③発達障がいなどに対する支援の推進【指導課】

学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携の強化に努めます。「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の作成を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、児童生徒一人ひとりのニーズを捉え、個に応じた支援の充実に努めます。

小施策④特別支援教育の理解啓発の充実【指導課】

すべての教員が専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。特に、「知的障がい指導法研修会」、「言語・難聴指導法研修会」、「自閉症・情緒障がい指導法研修会」、「特別支援教育コーディネーター研修会」、「通常学級担任研修会」等を行うとともに、研修への参加対象者を拡充するなどの工夫により、多くの教員の資質向上に努めます。

交流及び共同学習は、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ場の一つであり、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育む機会ともなっています。交流及び共同学習が、より大きな成果を得るために、目的・意図を明確にした実践を推進します。

小施策⑤必要に応じた支援員の配置【指導課】

障がいのある児童生徒の安全確保と学習活動への支援のために、特別支援教育支援員を配置します。支援を必要とする状況に応じて、学校や学級、個人に対して適切な配置を行います。支援員の資質向上や教職員と支援員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。

| | | | |
|-------|---|---------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 10/45 |
| 基本方針3 | 信頼を築く習志野教育の進展 | | |
| 施策(3) | 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 | | |
| 目標 | 子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○教職員が参加する資質・指導力の向上を図る各種研修会におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度 | ○2019年度から指標を変更するため現状データなし | ○期待度(95%以上) |
| 現状と課題 | <p>学校教育の担い手は、直接的に児童・生徒の教育に係る教職員が中心になります。前「教育基本計画」では、ミドルリーダーと呼ばれる中堅教職員には、学校運営への参画・若年層の指導・リーダーシップの育成を、若年層教職員には、「わかる・できる授業」の実施・一人ひとりの児童や生徒の実態に応じた生徒指導・学校事務の適正な執行など、確かな指導力や態度、使命感の育成を目指した研修を行ってきました。</p> <p>しかし、社会状況の大きな変化により、学校教育が社会に求められているものは、更に高度で複雑になってきています。そのため、教職員はより深い専門性と、教育に対する責任感、自らを律し努力できる意欲をこれまで以上にもつ必要があります。</p> <p>そこで、これまでの教職経験や職務に応じた研修を実施し、職務に真摯に向い、確かな指導力を持ち、自らも主体的に学ぶ教職員を育成し、学校教育の充実を図っていきます。</p> | | |

小施策①教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図る。【総合教育センター】

若年層教職員に対しては「初期層教職員研修」等を通して教職員としての力量の向上を図ります。
 なお、本市の教職員の年齢構成は、中堅層の割合が低く、若年層が学校の半分を占める状況になっていることから、今後の職員の構成を考慮しながら、研修の計画を立案していきます。

小施策②教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進する。【総合教育センター】

児童生徒のニーズに対応した教育相談や特別支援教育、情報活用力の育成を図るなど、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。
 また、千葉県教育委員会の研修体系に合わせて、研修内容を見直していきます。

| | | | |
|-------|---|---|-------------------------|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 11/45 |
| 基本方針4 | 子どもの生きる力を育む教育の充実 | | |
| 施策(Ⅰ) | 確かな学力を保障する教育の推進 | | |
| 目標 | 教職員の指導力を高め、一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○全国学力・学習状況調査の結果から、習志野市と全国の平均正答率との比較をする | ○2019年度※調査項目が変更になったため (小6) 国語66%(+2.2) 算数69%(+2.4) (中3) 国語75%(+2.2) 数学60%(+0.2) | ○全国比 (+5.0) |
| 現状と課題 | 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、どの教科においてもおおむね全国平均正答率の値を上回っています。しかし、経年変化を見ると、その上回り方は徐々に小さくなっています。国語では「書くこと」に課題があり、算数・数学では「計算」や「資料活用」に課題があります。各学年における学習の定着率を上げ、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるよう、個に応じた指導の充実や指導と評価の一体化などを引き続き推進していきます。 | | |

小施策①個に応じた指導の充実【指導課】

一斉授業を基本とし、知識や技能を習得する活動と、思考し判断し表現する活動とを関連させて学習の充実を図ります。また、ねらいを達成するための効果的な発問を重視するとともに、構造的な板書やノート指導をとおして、「わかる・できる授業」の充実に努めます。

児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やT・Tによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。

児童生徒が学習内容を深く理解するために、実物投影機や大型テレビ、タブレットなどのICT機器の効果的活用を推進します。

小施策②指導と評価の一体化【指導課】

児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応できるようにしていきます。

文部科学省で取り組み始めている「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」等を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。

小施策③児童生徒の学力の分析と指導方法の改善【総合教育センター】

習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果や経年変化等の分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、各学校の日々の学習活動に直結する具体的な指導改善の推進に努めます。

| | | | |
|-----------------|--|--|-------------------------|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 12/45 |
| 基本方針4 | 子どもの生きる力を育む教育の充実 | | |
| 施策 (2) | 豊かな心を育む教育の一層の推進 | | |
| 目 標 | 子どもが感動する豊かな体験活動を大切に、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○学校の保護者アンケートにおける体験学習に対する満足度 ○全学級が道徳科授業を公開している学校数 | ○2019年度から指標を変更するため現状データなし ○道徳科の授業の年1回以上の授業公開をする。(23校) | ○(80%) ○(23校) |
| 現 状 と 課 題 | 社会が急速に変化し、人工知能の飛躍的な進化が予測される時代にあって、目的のよさ・正しさ・美しさを判断できるのが人間の強みと言われています。こうした強みは、自然や人との多様な体験の中で培われます。「富士吉田青年の家」や「鹿野山少年自然の家」を活用した多様な自然体験学習を引き続き推進します。また、芸術・文化に触れたり、多様な人と交流したり、先人の業績を知ったりすることなど、多様な活動をとおして豊かな心は育まれます。引き続き、学校の教育活動全体を通じての道徳教育の充実を図るとともに、人権教育、福祉教育を推進していきます。 | | |

小施策①豊かな体験活動の充実【指導課】

小学校の「鹿野山セカンドスクール」や中学校の「富士吉田自然体験学習」などの活動内容の改善を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。
教職員を対象とした幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学习を更に充実させます。また、中学校家庭科による保育体験学習など、異年齢との交流を通じた学習の充実にも努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。

小施策②学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実【指導課】

道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実にも努めていきます。千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実を図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。
また、学校、家庭、地域が連携した挨拶運動やごみゼロ活動、福祉活動やボランティア体験など、学校、家庭、地域との協働活動を通じて、児童生徒の道徳性の涵養を図っていきます。

小施策③学校人権教育の充実【指導課】

千葉県教育委員会からの資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てていきます。また、教職員の人権意識や指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図るとともに、校内研修への支援を進めます。
また、学校図書館などを活用した人権教育コーナーの設置やポスターの掲示等、啓発環境の充実を図ります。いじめのない学校に向けて、道徳教育や福祉教育とも関連させて、児童生徒が自ら人権や多様性について考えるなどの学びの場を設け、よりよく社会と関わる資質能力や実行力を養います。

小施策④豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進【指導課】

習志野市文化連盟事業の総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、小中書初展、芸術鑑賞教室などの開催や、「文集ならしの」「ならしの“こども美術館”」の発行をとおして、幼児児童生徒の豊かな情操を育てます。
「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホールを活用した各学校の合唱コンクールや音楽発表会への支援及び小中音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などとおして、芸術振興・情操教育の充実を図ります。

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | 施策番号 13/45 | |
| 基本方針4 | 子どもの生きる力を育む教育の充実 | | |
| 施策 (3) | 健やかな体を育む教育の推進 | | |
| 目 標 | ○生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。 ○学校教育の充実のために、児童生徒の教育に携わる教職員の心身の健康の保持増進を図ります。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | |
| | 目標値(2025年度) 目標(2025) | | |
| | ○小中学校の歯科治療率 (治療済みの人数÷治療勧告者数) | ○小学校:68.1% ○中学校:42.5% | ○基準値+5% |
| | ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価(5段階で評価しAが最上位、Eが最下位)のA評価とB評価の児童生徒の割合の合計ポイントからD評価とE評価の児童生徒の割合の合計ポイントを引いた値の全値との比較 [(A・B) - (D・E)]のポイント差 | <小学校> 5年男子 市 26.5 国 9.6 5年女子 市 53.5 国 21.9 <中学校> 2年男子 市 24.6 国 6.2 2年女子 市 73.6 国 53.3 | <小学校> 5年男子 市-国> 20P 5年女子 現状値 31.6を上回る <中学校> 2年男子 市-国> 20P 2年女子 現状値 20.3を上回る |
| 現 状 と 課 題 | <p>学校と家庭・地域が連携して地域の健康課題に取り組むため、学校保健委員会をすべての中学校区で小中学校で合同開催としました。また、各学校において、関係諸機関と連携し、薬物乱用防止教育や歯科保健指導などの健康教育を推進してきました。しかしながら、関心の低い保護者や児童・生徒に対して、行動変容に至るまでの取り組みとなっていない現状があります。</p> <p>また、体力については、平成29年度と平成30年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査(対象 小学5年 中学2年)の結果から、男女ともにおおむね全国平均を上回っています。体力総合評価(5段階でAが最上位、Eが最下位)のA・Bの児童生徒の割合と体力総合評価[(A・B) - (D・E)]のポイント差も、全国値と比べて高くなっていますが、ポイント差においては、小学校及び中学校ともに、男子の値は、緩やかではありますが、低下傾向にあります。1週間の総運動時間においては、全国的にこれまでも2極化傾向が課題となっていますが、本市においては、おおむね2極化が改善する傾向にあります。しかしながら、一週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合は低いものの、小学校から中学校にかけて、やや増える傾向にあることや、420分以上の児童生徒の割合が、中学校に比べて、小学校では低いことなど、課題もあります。</p> <p>こうした現状をふまえ、健康教育では、学校保健委員会の活性化を図るためテーマの選定や開催方法などを工夫し、地域の健康課題の解決に努めます。さらに、児童生徒がよりよい生活習慣を実践しようという意識及び行動の変容を図るために、保健主事や養護教諭が中心となって、日常的な保健教育に取り組みます。</p> <p>体育学習においては、一人一人の課題に応じた学習内容を更に充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた、計画的・効果的な体力向上に関する取り組みを推進し、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の基礎を育てていきます。</p> <p>健康診断や各種検診を計画的に実施し、児童生徒の健康の保持増進に努めます。また、教職員の健康管理については、各種検診・ストレスチェックの確実な実施により、教職員の健康状態を把握し、体調不良やメンタル不調を未然に防ぐとともに、職場環境の改善に努め、効果的な教育活動の一助となるよう取り組みます。</p> | | |

小施策①学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進【指導課・学校教育課】

保健主事・養護教諭が中心となり、各学校において日常的に保健教育を実施するとともに、関係諸機関と連携し、計画的に健康教育を推進します。また、地域の健康課題解決に向けて学校保健委員会の活性化を図り、家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。

小施策②体力・運動能力の向上【指導課】

児童生徒の体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、部活動等における身体を動かす機会の充実を図ります。

体育に関する教員の指導力の向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、体力・技能向上に効果的な研修内容を工夫するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。

持続可能な運動部活動に向けて、習志野市部活動ガイドラインに基づいて、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、運動部活動外部指導者活用事業(スポーツエキスパート推進事業)を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。

小施策③児童生徒・教職員の健康管理【学校教育課】

各種検査や定期健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。

| | | | |
|---------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 14/45 |
| 基本方針4 | 子どもの生きる力を育む教育の充実 | | |
| 施策(4) | 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施 | | |
| 目標 | 栄養教諭や栄養職員による食に関する指導の充実を図り、健全な食習慣の育成を促すとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施していきます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○毎日朝食を食べる児童・生徒の割合 | ○90.3% | ○98% |
| 現状 と 課題 | <p>家庭科や総合的な学習の時間に担任と栄養教諭・栄養職員が連携して「食に関する授業」を実施し、子どもたちが健全な食習慣を身に付けられるように取り組んできました。また、基本的な生活習慣の定着に向け、保護者や地域と連携し、「早寝早起き朝ごはん」を推進してきました。</p> <p>しかし、依然として児童・生徒の生活習慣は夜型から脱却できず、朝食の欠食やイライラ感を訴える子どもが少なくない状況です。</p> <p>このような課題を踏まえ、現在実施している授業での「食に関する指導」に加えて栄養教諭・栄養職員と教職員が連携した食育、学校・家庭・地域が連携した食育の取り組みを推進していきます。</p> <p>また、生産者の顔が見える安心な食材としての「地元野菜」の継続的な導入を進めるとともに、令和2年1月に作成した「学校給食における危機管理マニュアル 改定版」を遵守した安全衛生管理の徹底に努めるとともに、平成31年度4月に制定した「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づいた食物アレルギー対応を行い、今後も安全・安心な学校給食の実施を目指します。</p> | | |

小施策①食育の充実 【学校教育課】

成長期にある児童生徒にとって健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものです。学校における食に関する指導を充実させ、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるよう、学級担任や教科担任、養護教諭と連携し、より効果的な食育の推進を図ります。

また、学校と家庭、児童生徒を取り巻く地域の方々との交流を図り、学校・家庭・地域が連携した食育を進めていきます。

小施策②地産地消の推進 【学校教育課】

地元農家との連携をとり、新たな地元野菜の導入に向けて取り組んでいきます。

小施策③安全な給食の提供 【学校教育課】

「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づくアレルギー対応や学校給食における危機管理、マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図り、安全な学校給食の実施を目指します。

| | | | |
|-----------------|---|---------------------------|-------------------------|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 15/45 |
| 基本方針4 | 子どもの生きる力を育む教育の充実 | | |
| 施策 (5) | 特色ある学校づくりの進展 | | |
| 目 標 | 各学校が児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○「校内外の研修や研究会に参加し、その成果を積極的に教育活動に反映させていますか」の問いに「よくしている」と回答している教員の割合 | ○2019年度から指標を変更するため現状データなし | ○90% |
| 現 状 と 課 題 | 現在、中学校1校、小学校1校が習志野市教育委員会の指定校となって、教育の今日的な課題について、研究しその成果を発表することで、市内他校へ広めています。小学校では、教科等を一つにしぼり、継続して研究し、成果や課題等を市内外へ広め、評価等を得ることで、授業改善を強力に推進しています。このように、各小学校が、研究教科等を柱に教員の授業力の向上に取り組んでいることが各小学校の特色の一つとなっています。中学校では、毎年、校内授業研究が計画的・組織的に進められています。各校が継続して授業研究に取り組むことは習志野教育の特色でもあります。各校が着実に取り組んでいる授業改善の実践を市内各校が共有し、それぞれの授業改善に生かせるよう支援に努めます。 | | |

小施策①特色ある学校づくりの推進【指導課】

各学校の自主研究及び市指定校の研究を支援し、推進していきます。それぞれの学校の特色ある研究に対して、指導主事等が学校訪問をし、「わかる・できる授業」が学校の実態に応じた形で展開されるよう指導・助言を行っていきます。各学校が取り組む研究を広く公開し、授業力を高めることにより、児童生徒の健やかな育成に寄与するとともに、小・中学校の研究成果を市内全体で共有していくための取り組みを工夫します。

小施策②地域の教育環境を生かした教材の開発【指導課】

各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業に活用したりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育てていきます。

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | 施策番号 16/45 | |
| 基本方針5 | 子どもを未来につなげる教育の展開 | | |
| 施策(Ⅰ) | 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 | | |
| 目 標 | 児童生徒の自己実現を図る教育を推し進めます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○全国学力学習状況調査の結果の分析 ○習志野市独自の学力テストの結果の分析 | ○全国平均と同等もしくは上回っている 小4:国語 (本市77.2/全国74.8) 算数 (本市72.6/全国72.0) 中1:国語 (本市73.4/全国70.2) 数学 (本市67.5/全国67.3) (数値は平均正答率) | ○全教科、全領域において、全国平均を1.0ポイント以上上回る正答率60%未満の層を、 小学校においては、全体の15%未満 中学校においては、全体の25%未満 |
| 現 状 と 課 題 | <p>学習指導要領が改訂され、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実等が示されました。学校では「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育てていきます。また、言語能力、情報活用能力、問題解決能力等を教科横断的な視点に基づき、育成していきます。</p> <p>こうした学びの実現や資質・能力の育成に向けて、学校図書館・学校司書の積極的な活用をしていきます。学校図書館がもつ3つの機能「読書センター・学習センター・情報センター」を発揮するように、学校図書館の整備と資料の充実に努め、児童生徒の思考力・表現力・判断力を高め、情報活用能力を育てていきます。また、学校司書の配置充実と資質能力の向上を推進し、授業への活用を促進していきます。そして、生涯にわたる読書習慣の基礎の形成を目指します。朝読書や国語をはじめとする各教科の授業などを通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする読書の習慣化を図ります。</p> <p>今後はさらに、市立図書館との事業連携を図り、児童生徒の図書委員会の活動を活性化していきます。</p> | | |

小施策①「主体的・対話的で深い学び」の実現【指導課】

生活や社会と関連付けた単元や題材を設定したり、深い追究が生まれるような課題を提示したりして、児童生徒が自ら問いをもつ学習を充実させたりするなど、主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることで、知識・技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性の涵養に努めます。

また、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。

さらに、カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めていきます。

小施策②読書教育の充実【指導課】

学校図書館・学校司書の積極的な活用をしていきます。学校図書館がもつ3つの機能「読書センター・学習センター・情報センター」を発揮するように、学校図書館の整備と資料の充実に努め、児童生徒の思考力・表現力・判断力等の育成を高め、情報活用能力を育てていきます。

また、学校司書の配置充実と資質能力の向上を推進し、授業への活用を促進していきます。そして、生涯にわたる読書習慣の基礎の形成を目指します。朝読書や国語をはじめとする各教科の授業などを通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする読書の習慣化を図ります。

今後はさらに、市立図書館との事業連携を図り、児童生徒の図書委員会の活動を活性化していきます。

| | | | |
|-------------------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 17/45 |
| 基本方針5 | 子どもを未来につなげる教育の展開 | | |
| 施策 (2) | 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 | | |
| 目 標 | 基礎的・汎用的能力や自らの考えや意見を自らが発信し具体的に行動できる態度の育成に向けて、キャリア教育や国際教育に取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○中学校職場体験実施状況 | ○中学校職場体験の実施 7校 | ○現状維持 |
| ○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施状況 | ○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施 16校 | ○現状維持 | |
| 現 状 と 課 題 | キャリア教育について、小学校での職場見学、中学校での職場体験の実施は、毎年の教育活動として各学校で定着してきました。今後も引き続き行うとともに、より成果が得られる活動を目指し改善していきます。 今後予想されるグローバル社会の更なる進展に向けて、国際教育の充実を図り、文化や習慣の違いを理解し、共生していく態度を育てていきます。 | | |

小施策①個に応じた進路指導の充実【指導課】

生徒一人ひとりの進路計画を重視し、正確な進路情報の提供、ガイダンス機能や進路相談の充実など、個に応じたきめ細かな進路指導の推進を指導・助言していきます。

小施策②キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成【指導課】

大きく変化していく社会を見守る児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせていきます。

小施策③外国語教育・国際教育の充実【指導課】

外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養う等、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。

また、総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。

小施策④平和教育・環境教育の充実【指導課】

本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、協働政策課が実施する「習志野市平和市民代表団広島市・長崎市平和式典派遣事業」への生徒の派遣と校内での報告、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。

また、総合的な学習の時間等において、谷津干潟観察センター・クリーンセンターなどの関係機関と連携しながら、地域の身近な環境に関する学習の充実を努めます。

| | | | |
|-----------------|--|--|-------------------------|
| 政策 I | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 18/45 |
| 基本方針5 | 子どもを未来につなげる教育の展開 | | |
| 施策 (3) | ICTの利活用による高水準な教育の展開 | | |
| 目 標 | 教職員がICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる質の高い教育を推進します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○GIGAスクール構想の実現 ・学習者用端末の配備 ・ICT支援員の配置 | ・1台当たり12.5人 ・0人 | ・1台当たり1人 ・4校につき1人 |
| | ○学力・学習状況調査質問 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合 | (2019年度) ・小学6年生：6.3% ・中学3年生：5.5% | ・100% ・100% |
| 現 状 と 課 題 | ○学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・「授業にICTを活用して指導できる教員」の割合 | | |
| | ・77% | ・100% | |
| | <p>多様な価値観や情報にあふれ、予測困難な社会においては、未来を切り拓くための資質・能力を育てていくことが求められています。</p> <p>本市小中学校の学習者用タブレット端末の配備状況や大型提示装置の設置率は、国が示す水準値を満たしていません。そのため、複数で1台の端末を使用したり、使いたいときに使うことができなかつたりするなどの課題が出ています。ICT機器を利活用することで、個に応じた多様な学びや新たな授業スタイルが期待されています。ICT利活用による高水準な教育を展開するためには、「発問・板書・ノート指導」を大切にしながら授業展開をするとともに、一層のICT機器整備が必要となります。</p> <p>一方で、1人1台のタブレット型端末などのICT機器を効果的に活用した指導ができる教員を育成・支援することも必要です。機器整備とそれを活用する教員の指導力向上の両輪で、質の高い教育を推進していきます。</p> | | |

小施策① ICT環境の充実【総合教育センター】

児童生徒の発達段階に合わせた情報活用能力の育成を図るためのICT環境の充実に努めます。文部科学省から示されている「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」「学校のICT環境整備について」の水準値を達成するため、児童生徒1人1台端末、大型提示装置の全普通教室への配備、また高速通信ネットワーク環境の整備等を、計画的に進めます。

小施策② 教科指導におけるICT活用の充実【総合教育センター】

指導のねらいを達成するためのICT機器の活用に努めます。教師による学習指導や準備、評価での一層の活用を進めます。児童生徒の興味関心や個に応じたICT活用により、児童生徒の思考や理解の深化を図ります。自分の考えや調べたことを文章・図・表にまとめる等の表現力を伸ばします。また、必要な授業場面でいつでも使用できるような環境整備を進めるとともに、授業改善を図り、ユニバーサルデザインを生かした「わかる授業」の展開を図ります。

小施策③ ICT活用指導力向上のための研修等の充実【総合教育センター】

情報化社会に対応できる子どもたちを育成するために、児童生徒によるICT活用を指導する教員に対しての実践的な研修等の充実を図ります。また、児童生徒の論理的思考を育むために、教員へのプログラミング教育に関する研修も充実させます。ICT機器の特性を生かし、効果的な活用をしている授業実践例に関する情報を広く収集し、各学校で共有することで、ICT機器利活用の一層の推進を図ります。各学校での具体的な活用促進のために、ICT支援員の配置を進め、教員や授業へのサポート体制を整えます。

| | | | |
|-------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 19/45 |
| 基本方針5 | 子どもを未来につなげる教育の展開 | | |
| 施策(3) | 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 | | |
| 目標 | 各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた3領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○市立小中学校にて、地域と連携した避難訓練および交通安全教室の実施(連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる) | ○100% | ○100% |
| 現状と課題 | <p>平成23年3月に東北地方太平洋沖地震が発生し、本市では液状化現象により、甚大な被害を受けました。各校では、地震対応マニュアルの見直しを図ってきましたが、平成30年6月の政府、地震調査委員会の発表では、隣接する千葉市において、30年以内に震度6弱以上の揺れに襲われる危険性が85%と高確率であり、今後はさらに、地域と連携した実効性のある避難訓練等を行い、市民一人ひとりの防災意識を高めていきます。</p> <p>また近年、本県では交通死亡事故が増加しており、本市でも児童生徒の交通事故発生件数は増加している状況です。交通安全教室は平成22年度以降、すべての市内小中学校にて実施していますが、引き続き各校の実態に合わせた交通安全教室を開催し、内容の充実に努め、交通安全教育を推進していきます。</p> | | |

小施策①安全管理の徹底【学校教育課】

各学校にて危機管理マニュアルを作成し、教職員の役割分担を明確化します。
また、地域と連携した実効性のある訓練の実施、学校・市の街路整備課・防犯安全課・習志野警察署と連携した通学路の点検および定期的な学校施設の安全点検を行い、児童生徒の安全・安心の確保に努めます。

小施策②安全教育の推進【学校教育課】

教育活動全体を通して生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めていきます。また、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図っていきます。

| | | | |
|-------|--|---------------------------|---------------------------|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 20/45 |
| 基本方針6 | 魅力ある市立高校づくり | | |
| 施策(Ⅰ) | 多様な高校教育の一層の充実 | | |
| 目標 | 生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育に取り組み、豊かな人間性と、体・徳・知を身につけ、社会を逞しく生きていく力の育成を目指します。 文武両道を実現するため、進路実現と、部活動の充実を目指します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○【進路】現役での進路決定率 ○【部活動】部活動加入率 | ○【進路】95.1% ○【部活動】95.2% | ○【進路】97.0% ○【部活動】97.0% |
| 現状と課題 | <p>情報化社会が私たちの想像をはるかに超える速度で進み、将来の予測が困難な現代社会において必要な知識や技術と、生徒・保護者のニーズに対応した多様な学校教育が実践できるよう、以下のように取り組みました。</p> <p>文武両道の実現を目指し、学習面では、学力向上に取り組みました。授業を充実させるため、シラバスの有効活用・チームティーチングによる個に応じた指導・選択授業を取り入れた学校独自の教育課程を行うことで生徒の学力向上を図ることができました。</p> <p>進路指導では、将来の目標設定ができるよう、進路ガイダンスを充実し、多様な価値観にも対応できるよう工夫しました。さらに、グローバル化への対応として、異文化交流に取り組み、海外語学研修や国際交流事業への取り組みを積極的に行いました。</p> <p>部活動では、目標達成のために努力することの大切さ・困難に立ち向かう精神力・仲間や相手を思いやる豊かな心を身につけることで人間形成に大きくプラスとなりました。特に、地域の方からは、挨拶など社会性が身につけているとの評価を受けました。</p> <p>また、教員の指導力向上については、主体的・対話的で深い学びに取り組めるよう、研修体制の充実を図りました。長期休業中の外部機関研修や、他校の授業公開への積極的な参加など、授業への還元役に役立てることができました。</p> <p>今後も、このような取り組みを発展・充実させ、生徒の生きる力の育成を図ります。また、きめ細やかな教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組んでいきます。なお、新しい成績処理システムを有効に活用し、校務処理の一層の効率化を図ります。</p> | | |

小施策①充実した学校生活を送るための取り組み【習志野高校】

文武両道を実現するため、学習と部活動の充実に一層取り組んでいきます。学習面では、教員の研修体制の充実と支援に取り組めます。主体的・対話的で深い学びの教科指導方法の工夫と改善に、情報提供できるよう取り組んでいきます。

進路指導においては、生徒一人ひとりのニーズに対応できる指導体制を築くとともに、多様な進路に対応できるようにガイダンスの内容を充実していきます。また、新しい大学入試制度に対応し、高大連携に積極的に取り組み、進学率の向上に取り組んでいきます。

また、部活動では、支援体制を充実させ、心身を鍛え、豊かな人間性が身に付けられるよう指導していきます。

小施策②魅力ある学校づくりへの取り組み【習志野高校】

社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう取り組んでいきます。海外語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりをめざします。

また、より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行っています。生徒や保護者が、安全で安心した学校生活を送れるように、スクールカウンセラーなどの協力を得て、きめ細やかな教育相談体制の充実に一層取り組んでいきます。

| | | | |
|-------|--|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅰ | 未来をひらく教育の推進 | | 施策番号 21/45 |
| 基本方針6 | 魅力ある市立高校づくり | | |
| 施策(2) | 地域や社会に開かれた高校づくりの推進 | | |
| 目標 | 開かれた学校づくり推進に取り組み、地域や社会と連携し、豊かな人材を活用しながら地域の核となる高校づくりを目指します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○地域の方の学校評価アンケートすべての質問項目の肯定度と満足度 | ○83.4% | ○85% |
| 現状と課題 | <p>習志野高校では、学校創設時の「習志野の王冠たれ」という精神がその礎となり、部活動での全国レベルでの活躍や輝かしい成果とともに、社会に有能な人材を多く輩出してきました。</p> <p>今後もこの取り組みをさらに充実させ、生徒一人ひとりの自己実現を支援していくとともに、まちづくりの一翼を担う「市民の高校」としての役割を果たしていく必要があります。</p> <p>そのために、学校評議員やできるだけ多くの地域・保護者の方の評価や意見を積極的に取り入れた学校運営を行い、地域や社会に開かれた高校づくりを推進していきます。また、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加することで、地域の方々との交流する機会を増やすとともに、地域に貢献できるよう取り組んでいきます。</p> | | |

小施策① 地域に開かれた学校づくり 【習志野高校】

学校評議員委員会やミニ集会での意見や評価を積極的に取り入れ、開かれた学校づくりに取り組んでいきます。そのために、授業公開を積極的に実施します。また、学校行事や保護者向け進路講演などを実施し、地域や保護者の方の参加を広く呼びかけ、多くの意見がいただけるようにします。

小施策② 地域との連携と交流 【習志野高校】

地域の行事やボランティア活動に参加し、地域の方々との交流を行います。部活動を中心として、老人福祉施設や保育園等の行事への参加をはじめ、清掃活動などの身近なことに取り組んでいます。これからも、地域との連携と交流については、部活動を中心に、学校全体で取り組んでいきます。

また、学校行事や授業公開を通して、教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めるとともに、研修の場として活用できるようにしていきます。

| | | | |
|-----------------|--|--------------------------------|--------------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 22/45 |
| 基本方針7 | 生涯学習推進のまち習志野の推進 | | |
| 施策(1) | 学習機会の充実 | | |
| 目 標 | 目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○公民館主催事業の開催回数及び参加人数 ○図書館の図書貸出冊数 | ○1,239回、50,439人 ○1,016,360冊 | ○1,300回、53,000人 ○1,037,000冊 |
| 現 状 と 課 題 | <p>公民館では、乳幼児から高齢者の幅広い年代とそれぞれのライフステージに応じた学級講座を開催していますが、少子超高齢化の進展や共働き世帯の増加等により、参加する市民は減少しています。</p> <p>また、ライフスタイルや価値観等は多様化、高度化し、人々の学習に対する関心は高まっており、学習においても、従来の年齢層や分野に応じた内容に加え、歴史や芸術・文化、健康など、より具体的な学習ニーズに対応する必要があります。</p> <p>併せて、公民館の利用者の拡大を図るため、目的や志向、ライフステージに対応した新たな学習機会の提供やイベントの開催など、魅力ある公民館運営を行っていく必要があります。</p> <p>図書館では、視覚障がい者向けの情報ネットワークを活用した録音図書の提供、市庁舎や市民課連絡所にブックポストの設置、インターネットによる蔵書検索システムの機能向上など、図書館サービスを拡充しました。</p> <p>今後は、多様化する学習需要に応じて、市民の暮らしやさまざまな課題解決を支援するために、図書資料の充実、電子情報やパンフレットなどの多様な情報源の整備に取り組むとともに、市民が求める資料を自ら検索して見つけることができるよう、図書館システムの機能向上を図る必要があります。</p> <p>習志野市民カレッジでは、平成25年度からカリキュラムを一新し、1年次を「スタート編」、2年次を「ステップアップ編」とし、広く習志野を知り、学習成果を地域還元できるような更なる実践的なカリキュラムに変更しました。今後も、カリキュラムの検証等を行い、充実を図っていきます。</p> <p>令和元年度には、本市の生涯学習の拠点として「生涯学習複合施設」を開館し、さらなる生涯学習の推進と地域の活性化を図ります。</p> | | |

小施策① 公民館講座の充実【公民館】

乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を実施します。

小施策② 図書館資料の充実【図書館】

市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備に取り組みます。

小施策③ 公民館と図書館が連携した事業の実施【社会教育課・公民館・図書館】

市民の新たな学習活動を創出するため、生涯学習複合施設を中心に公民館と図書館が連携した新たな事業を実施します。

小施策④ 習志野市民カレッジの充実【社会教育課】

習志野市民カレッジの充実を図り、市民の学習成果の地域還元を図ります。

小施策⑤ 子どもの読書活動の推進【社会教育課・図書館・指導課・学校 等】

本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。

| | | | |
|-----------------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 23/45 |
| 基本方針7 | 生涯学習推進のまち習志野の推進 | | |
| 施策(2) | 学習成果の活用 | | |
| 目 標 | 社会教育施設が活動拠点となるように努めます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○公民館の利用団体数及び利用人数 ○図書館の利用登録率 | ○30,093団体 402,261人 ○28% | ○31,600団体 422,300人 ○32% |
| 現 状 と 課 題 | <p>生涯学習を推進するためには、学習機会の充実を図るに加え、各団体や個人が学習成果を生かすことができる場、発表できる場の提供が必要です。</p> <p>学習成果の活用は、社会における多様な活動において行われるものですが、市民一人ひとりが生きがいを持ち、生涯にわたって自ら学んでいくためには、学習成果を地域活動に還元できる環境づくりが必要です。</p> <p>サークル等の学習成果の発表や地域活動への還元として、これまで市民文化祭の開催や公民館イベントへの参加、公民館講座の講師依頼等に取り組むとともに、近隣の小学校へ出向き、子どもたちへの昔遊びの指導などを通して、多世代交流を深めてきました。</p> <p>そのような中、少子超高齢化の進展や人間関係の希薄化等により、サークルや団体の会員数は減少傾向にあり、また、会員の高齢化により、活動が休止、縮小するサークルも多くなっています。また、サークルの減少により行事や講座を担う人材が不足するとともに、公民館地区学習圏会議の会員についても減少傾向となっています。</p> <p>今後、時代の変化や多様化する市民のニーズ、ライフスタイル、価値観に対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく必要があります。</p> <p>また、多様化する学習需要に応じて、市民の暮らしやさまざまな課題解決を支援するために、図書資料の充実や図書館システムの機能向上など、図書館サービスを拡充する必要があります。</p> <p>習志野市民カレッジでは、学んだ学習成果を地域に還元できるカリキュラムづくりと活動場所のマッチング、拡大を図っていく必要があります。</p> | | |

小施策① 学習成果を生かす場の提供【社会教育課・公民館・図書館】

地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、学習成果を発表する場の提供に取り組みます。

小施策② 地域における人材(コーディネーター)の育成【社会教育課・公民館】

市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組みます。また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組みます。

| | | | | |
|---------------|---|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | | 施策番号 24/45 |
| 基本方針7 | 生涯学習推進のまち習志野の推進 | | | |
| 施策(3) | 社会教育指導者の確保と養成 | | | |
| 目標 | 社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。 | | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) | |
| | ○社会教育課・公民館・図書館職員の 専門的研修の受講回数 | ○29回 | ○31回 | |
| 現状 と 課題 | <p>市民が生涯にわたり、学び、心豊かな充実した人生を送るためには、多様化する社会の変化に対応するための学習機会を充実させ、一定の教育水準を維持することが不可欠です。</p> <p>そのためには、さまざまな学習活動について指導・助言を行うことができる職員(社会教育主事)の配置・養成が必要であります。</p> <p>指導者が適正にアドバイスできる環境を構築することにより、学習が円滑に進み、地域活動への参加等が推進されるなど、相乗効果が期待されます。</p> <p>国や県、千葉県公民館連絡協議会、葛南地区公民館連絡協議会等で開催される研修会に職員が積極的に参加し、指導者として求められる「学習課題の把握と企画立案能力」、「コミュニケーション能力」、「組織化援助能力」、「マネジメント能力」、「幅広い視野と探求心」等を身に付け、事業に活かしていく必要があります。</p> | | | |

小施策① 指導者の確保【社会教育課・公民館】

社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。

また、公民館への指定管理者制度導入にあたっては、社会教育主事有資格者の配置を条件とし、確保に努めます。

小施策② 指導者の育成【社会教育課・公民館】

専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。

| | | | |
|-------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 25/45 |
| 基本方針7 | 生涯学習推進のまち習志野の推進 | | |
| 施策(4) | 自主自立課題解決型社会の推進 | | |
| 目標 | 地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる環境づくりを推進します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○公民館主催事業の開催回数及び参加人数 | ○1,239回、50,439人 | ○1,300回、53,000人 |
| 現状と課題 | <p>人口減少社会、少子超高齢化社会を迎え、子育て・福祉・環境・教育・防災などの地域課題は多様化、複雑化しています。これらの課題を解決するためには、行政のみならず、市民自ら解決する活動が必要となります。</p> <p>市民がさまざまな課題を解決していくためには、各個人が自己の力で主体的に活動できるよう、必要な知識や情報を的確に得られる仕組みづくりが必要です。</p> <p>さらに地域が自らの課題に対して力を結集し解決していく、自立した地域社会の形成も必要となっており、個人の学習支援のみならず、地域全体の課題解決能力や活動を強化することが大切です。</p> <p>これまで、市民カレッジや公民館講座、図書館資料等を通じて、市民や地域の課題解決能力・活動の向上を図ってきました。</p> <p>今後も、市民が自主自立して地域課題を解決できるよう、学習機会や活動場所を提供等に取り組めます。</p> | | |

小施策① 自主活動(サークル活動等)の場の提供【社会教育課・公民館】

市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。

小施策② 図書館機能の充実【図書館】

市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備や情報提供に努めます。

| | | | |
|-----------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 26/45 |
| 基本方針8 | 芸術・文化活動の振興 | | |
| 施策(Ⅰ) | 芸術・文化活動の振興 | | |
| 目 標 | 芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○芸術・文化行事の開催回数 | ○28回 | ○33回 |
| 現 状 と 課 題 | <p>子どもから高齢者までが生き生きと生活するためには、心の豊かさが求められます。このことから多くの市民が芸術・文化に親しみ、参加・活動する機会を充実させるため、市民文化祭や市展、地域の特色を活かしたコンサート等の開催を支援しました。また、芸術文化団体の運営や行事の開催、団体構成員の高齢化を踏まえたマネジメント面の強化及び活動の自立を支援しました。</p> <p>各公民館・地区学習圏会議等との共催による音楽会を開催し、習志野の音楽を地域で支える取り組みを推進しました。</p> <p>市民のニーズやライフスタイル、価値観は多様化しており、より一層、質の高い芸術・文化に触れる機会の提供と活動を支援する必要があります。</p> <p>市民の創造力と感性を育み、心豊かなまちを形成するため、文化芸術基本法に基づき、本市の文化振興計画を策定し、さまざまな事業を実施します。</p> | | |

小施策① 文化振興計画の策定と事業の推進【社会教育課】

文化芸術基本法に基づき、本市の文化振興計画を策定し、さまざまな事業を実施します。

小施策② 市民参加行事の充実【社会教育課・公民館】

引き続き、公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。

小施策③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供【社会教育課】

質の高い芸術・文化に触れる機会を提供するため、公益財団法人習志野文化ホールが取り組む自主事業を支援するとともに、充実を図ります。

| | | | | |
|-------|---|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | | 施策番号 27/45 |
| 基本方針9 | 文化財の保存と活用 | | | |
| 施策(1) | 文化財の保存 | | | |
| 目標 | 本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存を推進します。 | | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) | |
| | ○指定・登録文化財数 | ○19件 | ○21件 | |
| 現状と課題 | <p>開発の進行や生活スタイルの変化、災害などにより、市の歴史や文化を後世に継承する文化財は常に危機にさらされています。</p> <p>これまで文化財の保存を推進するため、東日本大震災で被災した旧鴛田家住宅の復旧工事、開発に伴う埋蔵文化財調査、市内文化財・歴史資料等の調査などに取り組みました。</p> <p>今後の主な課題として、</p> <p>①指定文化財の増加が望まれていること。</p> <p>②開発に伴い調査や記録、保存が必要な埋蔵文化財が多く存在すること。</p> <p>があり、これらの課題への対応に積極的に取り組み、文化財の保存を推進します。</p> | | | |

小施策① 文化財の収集・保存の充実【社会教育課】

文化財や歴史資料の調査・収集・保存の充実に努めるとともに、文化財指定を目指した調査と検討を進めます。

小施策② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実【社会教育課】

開発事業に伴う埋蔵文化財調査にあたっては、事業者及び関係機関と調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。

| | | | | |
|-----------------|--|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | | 施策番号 28/45 |
| 基本方針9 | 文化財の保存と活用 | | | |
| 施策(2) | 文化財の活用 | | | |
| 目 標 | 市の歴史・文化に対する理解を深めるため、文化財の活用を推進します。 | | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) | |
| | ○旧大沢家住宅、旧鴫田家住宅の一日あたりの入館者数 | ○60人 | ○70人 | |
| 現 状 と 課 題 | <p>歴史に対する市民の関心は高まっており、文化財の活用が求められています。 これまで市民が市の歴史・文化財に触れる機会を増やすことを目指し、総合教育センターや市庁舎、埋蔵文化財調査室での展示、出前講座等への講師派遣、文化財発表会の実施、旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅の環境整備と新規イベントの実施などに取り組みました。</p> <p>今後の主な課題として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅の一層の活用 ②文化財等のさらなる展示・公開 ③劣化等に伴う史跡等説明板の補修 ④文化財や歴史資料等の調査成果の刊行物の発行・公開 <p>があり、文化財の保存と両立する活用の在り方を踏まえた上で取り組みます。</p> | | | |

小施策① 旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅の活用の充実【社会教育課】

千葉県指定有形文化財である旧大沢家住宅と旧鴫田家住宅(無料で一般公開)について、管理や環境整備に努めるとともに、主催イベントを拡充するなど、より一層、市民から親しまれる施設となるように努めます。

小施策② 文化財の展示・普及の推進【社会教育課】

文化財等の調査成果をまとめ、冊子やパンフレットとして刊行するとともに、市ホームページのさらなる充実を図ります。

また、展示については、これまで紹介する機会が少なかったテーマについても積極的に取り組み、また、市内各所の史跡等説明板の補修を進めます。

| | | | |
|-----------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 29/45 |
| 基本方針10 | 青少年健全育成の推進 | | |
| 施策(Ⅰ) | 青少年育成団体の活動支援 | | |
| 目 標 | 青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○市民まつりこども広場の来場者数 | ○12,090人 | ○13,000人 |
| 現 状 と 課 題 | <p>現在、青少年育成団体連絡協議会は、青少年育成団体やスポーツ活動団体、文化活動団体など、17の団体により構成されており、それぞれの団体では、時代のニーズに応じた自主事業として、企業訪問等の体験学習、キャンプ活動、また、各団体の特性や強みを生かした幅広い活動を実施しています。</p> <p>また、年間6回の協議会を開催し、各団体間での意見交換会や親睦会、また、青少年健全育成に関する情報交換会を開催するとともに、真夏の一大イベントである、「習志野市民まつりこども広場」においては、合同事業を運営し、地域の教育力の向上と青少年の健全育成に貢献しています。</p> <p>一方、各団体の社会的認知度の向上や指導者の高齢化に伴うスムーズな世代交代が課題となっています。</p> | | |

小施策① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進【社会教育課】

各団体の特性や強みをさまざまな場面に発揮できるよう各団体の現状把握に努め、青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供する。

小施策② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化【社会教育課】

各団体で実施している自主事業に対して、人的支援を中心に、運営面や環境面といったさまざまな場面において、積極的な支援を実施します。

| | | | |
|--------|--|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 30/45 |
| 基本方針10 | 青少年健全育成の推進 | | |
| 施策(2) | 家庭や地域の青少年教育力の向上 | | |
| 目標 | ○情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○不審者等による実被害者数 ○ネット被害防止に向けた出前授業の実施校数 | ○実被害者0 ○0校 | ○実被害者0 ○23校 |
| 現状と課題 | <p>習志野市は、120人の青少年補導委員や中学校区ごとに組織している青少年健全育成連絡協議会による補導活動を実施しています。学校と地域、行政が一体となり、人づくりの環境として子どもたちの防犯意識の向上を推進することが求められています。現状では、不審者情報も絶えることがないため、地域での治安や風紀を向上させるための見守り活動や補導活動が必要不可欠となります。関係機関との連携や地域、市民への啓発活動を行うことにより、更に子どもたちの安全を守るシステムづくりを促進し、青少年の健全育成に取り組めます。</p> <p>ネット社会の急激な進歩に対応し、子どもたちをネット被害から守ることが求められています。青少年のネット被害防止に向けた実態調査及び関係団体からの情報収集を行い、学校と情報を共有し、児童生徒への指導に役立てます。調査結果からは、情報端末機器の所持率やインターネット利用率が増加していることや、低年齢化の進行が明らかになっています。引き続き、児童生徒や保護者に対して未然防止に向けた取り組みを行います。</p> | | |

小施策①情報共有の促進・関連機関との連携強化【青少年センター】

青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行います。

小施策②インターネットトラブルの未然防止【青少年センター】

青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図るとともに、児童生徒や保護者を対象とした出前授業を関係機関と連携しながら実施します。また、県が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。

| | | | |
|---------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 31/45 |
| 基本方針10 | 青少年健全育成の推進 | | |
| 施策(3) | 青少年のための施設における活動の充実 | | |
| 目標 | 青少年に自然の中での豊かで多様な体験活動の場を提供します。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○富士吉田青年の家の利用者数 | ○12,256人 | ○現状維持 |
| 現状 と 課題 | <p>青少年の体験・活動施設である富士吉田青年の家は、世界遺産に登録された富士山の裾野の豊かな自然の中に位置し、季節に応じた多様な体験学習が行える施設で、子どもから高齢者まで参加できる「春の自然を食べるつどい」や「サマーキャンプ入門編」、「実りの秋ブドウ狩り体験」、「秋の自然を食べるつどい」、「紅葉深勝in樹海探検」など、習志野市内では体験することが出来ない四季を楽しむさまざまな事業を実施しています。</p> <p>また、市内中学生の「自然体験学習ホワイトスクール」や子ども会育成会、リーダーズクラブの夏期キャンプなどの宿泊利用や体育館使用を通じ、本市の多くの青少年が利用しています。</p> <p>近年、少子化の影響で青少年の利用は減っています。また、施設の老朽化や自然環境との共存(積雪や樹木の伐採)などの課題があります。</p> | | |

小施策① 富士吉田青年の家における活動の充実【社会教育課・富士吉田青年の家】

市内中学校の体験学習や各種団体が実施するキャンプ体験や研修体験に対して、その目標達成に向け、さまざまな支援を行います。

また、施設の認知度を向上するため、市内公共施設等を中心に、市民への情報発信を強化します。

| | | | | |
|---------------|--|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | | 施策番号 32/45 |
| 基本方針10 | 青少年健全育成の推進 | | | |
| 施策(4) | 子どもの居場所づくりの推進 | | | |
| 目標 | 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。 | | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) | |
| | ○放課後子供教室の開設数 | ○事業未実施 | ○11小学校で実施 | |
| 現状 と 課題 | <p>子どもを取り巻く環境は、社会情勢の変化に伴い急速に変化しており、家庭教育力の低下や地域においてもコミュニティが弱体化し、地域の教育力の低下が課題となっています。</p> <p>子どもたちの放課後の過ごし方についても、自宅でコンピューターゲームで遊んだり、塾で過ごしたりする子どもの割合が高く、コミュニケーション能力や体力の低下等が心配されています。</p> <p>本来、放課後は友達や地域の異年齢児童、また、大人と自由に関わり、鬼ごっこ、ボール遊び等のさまざまな体験をすることにより、心身共に成長できる貴重な時間帯です。</p> <p>しかし、その放課後も社会情勢の変化の影響を受け、子どもが安全で安心して自由に過ごせる場所は減少しています。子育て中の保護者から、放課後の時間帯に子どもを預ける場所がなく困っているとの声もあります。</p> <p>これまで児童厚生施設の「あづまこども会館」の運営や公民館等における「子どもの部屋」の実施など、放課後に子どもたちが安全で安心して過ごせる場の提供に取り組んでいますが、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、次世代を担う人材を育成するため、また、子育て支援の観点から、より一層、放課後等における子どもの安全で安心な居場所の整備を進める必要があります。</p> | | | |

小施策① 放課後等におけるの子どもの安全・安心な居場所の整備【社会教育課】

放課後等の子どもの安全で安心な居場所づくりとして、引き続き、公民館において「子どもの部屋」を実施するとともに、小学生を対象とした「放課後子供教室」を計画的に整備します。

小施策② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進【社会教育課】

放課後子供教室において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。

放課後子供教室の運営にあたっては、学校や地域、協力団体等と組織的に連携して取り組みます。また、コーディネーターや支援員の資質向上についても取り組みます。

| | | | |
|-------|--|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅱ | 生涯にわたる学びの推進 | | 施策番号 33/45 |
| 基本方針Ⅱ | 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 | | |
| 施策(Ⅰ) | 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 | | |
| 目標 | 「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | (市民アンケートの結果において) ○週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合 | ○51.9% | ○60.0% |
| | ○会場でスポーツ観戦したことの市民の割合 | ○34.5% | ○40.0% |
| 現状と課題 | ○スポーツボランティアなどの活動を経験したことの市民の割合 | | |
| | ○13.3% | | |
| 現状と課題 | <p>本市は、スポーツ・レクリエーション活動をとおして、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現をめざし、平成26年度に「習志野市スポーツ推進計画」を策定し、市民のスポーツ活動等を推進してきました。</p> <p>「する」スポーツにおいては、スポーツ推進委員による「スポーツ奨励大会」の開催や総合型地域スポーツクラブによる定期活動の実施。</p> <p>「みる」スポーツにおいては、市内施設において「WBSC第16回世界女子ソフトボール選手権大会」や「プロ野球イースタンリーグ(千葉ロッテ戦)」の開催。</p> <p>「支えるスポーツ」においては、本市独自の指導員制度である「市民スポーツ指導員の養成講座」実施や各種大会やイベント等へのボランティア参加等、様々な施策を展開し、多くの実績を重ねてきました。</p> <p>このような現状の中、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 様々なライフステージに応じたスポーツ環境の提供 ② スポーツの見る機会、知る機会を提供し、スポーツへの関心興味の向上 ③ スポーツ指導者の充実やスポーツ・ボランティア等、市民のスポーツに接する機会の充実を課題と捉え、更なる「する」「みる」「支える」スポーツのそれぞれについて具体的な施策を立て、具現化できるように努めていく必要があります。 | | |

小施策① 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

幼児期や少年期の外遊びなどの身体を動かす運動の機会の充実を図るとともに、働き盛り世代・子育て世代が、継続してスポーツ活動に取り組むことができるような、親子で参加できるイベントを推進します。

スポーツにより高齢者や障がい者の健康維持・増進を図るとともに、地域での仲間づくりや自立等、生きがいづくりの貢献に努めます。運動やニュースポーツ等の普及を通じて、市民の誰もが気軽に運動に取り組む機会の充実を図るとともに、スポーツを始めるきっかけづくりとして、気軽に行える運動やスポーツ活動の推進に努めます。

関係部署の目的に応じた「スポーツ・運動」による健康・体力づくりの取組みについて、情報の共有など連携を図り、健康増進への取り組みを推進します。

小施策② 「みる」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

競技レベルの高い大会や試合の開催を支援することで、市民に夢や希望を与えるとともに、感動や共感などによりまちのにぎわいや活性化を創出します。

アスリートやパラアスリートが参加する教室やイベントの開催により、市民のスポーツに対する意欲や関心を高める機会につながることから、アスリートと触れ合う事ができるイベント等の開催を支援します。

スポーツに関するイベントや大会の情報を、様々な媒体において発信することで多様な世代が情報を得られるよう努めます。

小施策③ 「支える」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

スポーツ推進団体を積極的に活用し、より効果的にスポーツ活動が促されるよう団体の活動を支援します。また、スポーツ推進団体の質的充実を図るため、研修会等を開催し、支援体制の構築を図ります。スポーツ活動の担い手となるボランティアの育成を支援し、支えるスポーツの充実を図ります。また、スポーツボランティアの充実には、支えるスポーツへの理解が必要であることから、スポーツ推進団体と連携し、ボランティアの裾野を広げる方策について検討します。

| | | | |
|---------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅲ | 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進 | | 施策番号 34/45 |
| 基本方針12 | 家庭教育力の向上 | | |
| 施策(1) | 家庭教育に関する学習機会の充実 | | |
| 目標 | 家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上に努めます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○家庭教育に関する事業の開催回数 及び参加者数 | ○251回 4,022人 | ○263回 4,223人 |
| 現状 と 課題 | <p>少子超高齢化、核家族化が進行する中、すべての教育の原点である「家庭教育」は、生活習慣や生活能力、自立心や自制心、豊かな情操、他人に対する思いやり、倫理観や正義感など、子どもたちの基礎を育むものとして大変重要です。</p> <p>近年においては、幼児・児童虐待が多く発生しており、改めて、家庭教育の重要性が認識されています。</p> <p>これまで公民館では、PTA家庭教育学級を通じ、保護者や学校関係者と連携を図りながら幼稚園から中学校までの子どもを持つ保護者に対し、子どもの発達段階に応じた学習の提供を支援してきました。</p> <p>また、幼児家庭教育学級や育児講座など、乳幼児を持つ保護者に対する学習機会の提供にも積極的に取り組んでいきました。</p> <p>そのような中、PTA家庭教育学級は、幼稚園の民営化や施設の統廃合、また、共働きの世帯の増加などの影響を受け、PTAの役員の担い手が減少し、講座を企画しても参加者が少ないなど環境が大きく変化しています。また、幼児家庭教育学級も少子化などの影響により、参加者が減少傾向にあります。</p> <p>学級や講座の魅力向上はもとより、PTA家庭教育学級においては、役員の負担がなく、また、保護者が参加しやすい開催日時や方法などを、幼児家庭教育学級においては、7公民館すべてで行うのではなく、参加者が集まりやすい公民館での開催や保護者だけの参加も可とするなど、保護者が参加しやすい方法を検討し、改善する必要があります。</p> | | |

小施策① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実【公民館】

乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催します。

また、PTA家庭教育学級や幼児家庭教育学級等において、魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討し、学級に多くの保護者が参加するよう努めます。

| | | | |
|-----------------|---|--------------------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅲ | 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進 | | 施策番号 35/45 |
| 基本方針12 | 家庭教育力の向上 | | |
| 施策(2) | 家庭教育相談の充実 | | |
| 目 標 | 学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。また、「生活アンケート」を実施し、子ども達の日常生活を把握し、虐待されている恐れがある子どもの迅速な安全確保に努めます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○家庭と学校との連携を深め、子どもが安心して登校することのできる学校づくりのための保護者や学校をサポートする教育相談体制の構築 | ○来所相談・電話相談・青少年テレホン相談の延べ受理件数の合計 4457件 | ○4500件 |
| | ○「生活アンケート」を基にした教育相談の実施 | ○0校 | ○23校 |
| 現 状 と 課 題 | <p>現在、社会の急激な変化の中、子どもの対応で悩んでいる家庭や学校が多く見られます。家庭や学校それぞれのつながりが弱くなっているケースもあります。総合教育センターでは、教育相談、特別支援教育相談、青少年テレホン相談、適応指導教室などを一元化して、多様な悩みに応えることのできる相談体制を整えております。また、いじめ、虐待の早期発見・未然防止・解消に向けた取り組みを推進します。近年、全国的に増加が見られる長欠・不登校の児童生徒については、全欠児童生徒の全欠を解消し、長欠の児童生徒の欠席日数を減らし、長欠傾向の児童生徒の登校日数を増やすことのできる教育相談を目指しています。</p> <p>また、児童虐待については、増加傾向にあり、今後、生命が脅かされる重大な事案が発生することも予想されます。児童虐待の早期発見においては、日常的な児童生徒の観察に加え、アンケート等からの実情把握が効果的です。また、虐待を察知した際は、関係機関等への迅速な通告とともに、児童生徒の継続的な状況把握と関係機関との情報共有などの対応を組織的に行う必要があります。引き続き、関係機関との連携強化に努めます。</p> | | |

小施策① 学校と家庭、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進【総合教育センター】

家庭や学校から子どもに関する多様な相談に応じ、子どもの課題を改善できるような相談を行います。保護者のコメントや学校評価などを見て、目標達成を振り返ります。

小施策② 長欠・不登校児童生徒解消の推進【総合教育センター】

家庭や学校と連携して、不登校の児童生徒への支援に取り組みます。本センター教育相談に関わった児童生徒のその後の登校状況を確認して目標達成を振り返ります。また、学校に本人の居場所を作ったり、適応指導教室「フレンドあいあい」につなげたりします。

小施策③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応【指導課】

小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候の早期発見に努めます。また、子どもの命と人権を守るために、市長事務部局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。

小施策④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応【指導課】

児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。また、関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。

| | | | |
|--------|--|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅲ | 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進 | | 施策番号 36/45 |
| 基本方針13 | 地域に開かれた学校づくり【教育課題①】 | | |
| 施策(1) | 積極的な情報公開と意見交換の充実 | | |
| 目標 | 学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○学校評価をホームページ上で公開する学校の数 | ○9校 | ○23校 |
| 現状と課題 | <p>ホームページに学校だより・学年だよりを載せるなどして、学校の教育活動等について広く情報を発信し、理解を図り、地域・家庭と連携して児童生徒を育てていくよう努めました。</p> <p>また、学校評議員会(学校運営協議会)やミニ集会の充実を図り、家庭・地域との意見交換が活性化していくよう努めました。</p> <p>学校だより・学年だよりについては、全小・中学校で毎月発行しています。毎月の行事をカレンダー形式にして一目でわかるようにし、月ごとに特徴ある行事を、写真等を入れながら、わかりやすく伝える工夫をしています。また、学校だよりについては、すべての小・中学校のホームページによって公開されており、広く情報を発信しています。</p> <p>しかしながら、ホームページの更新回数や掲載内容などに差があり、より効率的な更新方法や基本的内容の統一などが課題です。</p> | | |

小施策①学校と家庭・地域相互の情報交換の推進【指導課・総合教育センター】

学校評価については、すべての学校がホームページ上で公表できるようにしていきます。そのために、情報主任研修や教務主任研修において、ホームページの更新方法や改善例などを具体的に示していきます。

また、「社会に開かれた教育課程」を意識し、各校の特色ある教育課程を学校だよりやホームページで積極的に公表していくことで学校と家庭・地域相互が情報を共有できるようにしていきます。

さらに、共有した情報を基に、学校評議員会での議論を進めたり、学校評価を実施したりすることで、情報交換が効果的に進められるよう努めます。

| | | | |
|--------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅲ | 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進 | | 施策番号 37/45 |
| 基本方針13 | 地域に開かれた学校づくり【教育課題①】 | | |
| 施策(2) | 地域とともにある学校づくりの推進 | | |
| 目標 | 社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○地域学校協働活動に取り組む学校数 ○学校運営協議会を設置する学校数 | ○0校 ○1校 | ○23校 ○8校 |
| 現状と課題 | <p>これまで、家庭・地域の教育力を生かしながら、学校・家庭・地域の連携を進めてきました。学校支援ボランティアの登録人数は2018年度には6500人を超え、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、さまざまな教育活動へ支援は広がり、充実してきています。</p> <p>また、地域の文化活動等への児童生徒の作品の出品や、音楽活動等をととした地域住民との交流など、教育活動を通じた学校と地域との交流も充実してきており、地域とともにある学校づくりが進んでいるところです。</p> <p>このような中、平成29年に告示された学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、子どもたちが未来の創り手となるために必要となる資質・能力を育むことを理念の一つに掲げ、社会に開かれた教育課程の実現とカリキュラム・マネジメントの実施が示されました。</p> <p>今後は、人口減少や高齢化等が進む地域が偏在していくといった問題を見据え、地域とともにある学校づくりに加え、学校を核とする地域づくりをも視野に入れた取り組みが大切です。</p> <p>子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深める取り組みや体制づくりの推進が課題となっています。</p> | | |

小施策①社会に開かれた教育課程の推進【指導課】

地域との意見交換や情報交換の機会を通じて、教育理念や目標、具体的な教育計画などからなる教育課程を積極的に発信し共有するとともに、カリキュラム・マネジメントを踏まえた学校関係者評価の充実を図り、評価結果の公表を促進します。

小施策②地域社会との連携・協働した活動の推進【指導課】

学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、学校支援ボランティアの活動を引き続き推進しながら、学校を核とする地域づくりの視点からも、地域学校協働活動への段階的な移行を図ります。

小施策③学校運営協議会の設置の促進【指導課】

平成29年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。社会に開かれた教育課程の実現を推進する中で、学校運営協議会の設置を段階的に進め、地域学校協働活動との連動を図りながら、地域とともにある学校づくりと学校を核とする地域づくりを一体として推進します。

| | | | |
|-----------------|---|--|----------------------------------|
| 政策Ⅲ | 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進 | | 施策番号 38/45 |
| 基本方針14 | 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり | | |
| 施策(1) | 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進 | | |
| 目 標 | <p>○青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的に行います。</p> <p>○中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。</p> <p>○「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。</p> | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | <p>○街頭補導及び自主的な防犯パトロールの継続的な実施による子どもの非行や犯罪等の実被害数</p> <p>○「子ども110番の家」の登録を拡充して地域の安全を守るシステム構築</p> | <p>○非行・犯罪被害補導数23件 (喫煙や交通面等)</p> <p>○登録940件</p> | <p>○非行・犯罪被害0</p> <p>○登録1200件</p> |
| 現 状 と 課 題 | <p>習志野市では、これまで、小中学校を中心に安全を守るシステムづくりに積極的に関わってきました。しかし、各学校からの不審者情報(青少年センターへ報告)は、増加傾向にあります。今後、繁華街や公園・通学路等の安全点検を徹底することや登下校時間帯に子どもたちを見守る活動を強化することが求められています。</p> <p>そこで、青少年補導委員と連携して街頭補導活動の回数を確保し、定期的に行います。また、中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。さらに、青色回転灯を装着した公用車で市内を巡回することで犯罪抑止の一翼を担います。</p> <p>「子ども110番の家」については出張登録会に出向き、加入者拡充の促進と加入者講習会を開催して機能の充実を図ります。</p> | | |

小施策①街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実【青少年センター】

子どもを見守る仕組みづくりのため、青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的に行います。また、青色回転灯を装着した公用車を使用し、犯罪抑止の一翼を担う街頭補導活動を実施します。

小施策②「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進

【青少年センター】

子どもの安全確保のために、「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりが推進されるよう加入の出張登録会や説明会を実施します。

| | | | |
|-----------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅳ | 教育環境・学習条件の整備 | | 施策番号 39/45 |
| 基本方針15 | 安全で潤いのある学校環境の整備 | | |
| 施策(Ⅰ) | 幼稚園・こども園の教育環境の整備 | | |
| 目 標 | 教育・保育活動の充実に向けて、快適で安全・安心な教育・保育環境の整備に取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○「こども園整備計画」に基づく市立こども園の開設の割合 | ○2018年度(3園) 43% | ○2025年度(7園) 100% |
| 現 状 と 課 題 | <p>幼稚園園舎等の老朽化が進行しているため、老朽化が著しい施設の補修等を行うとともに、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」に基づき、計画的に既存市立幼稚園・保育所の再編を行い、こども園整備を進めることで、教育・保育環境の充実に図ってまいりました。(平成18年東習志野こども園、平成24年杉の子こども園、平成26年袖ヶ浦こども園、平成31年大久保こども園、新習志野こども園開園)</p> <p>今後は、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、第一中学校区及び第五中学校区のこども園整備と幼稚園の再編を進め、教育・保育環境の更なる充実に図ります。</p> | | |

小施策①新たなこども園の設置と幼稚園の再編【こども保育課・こども政策課】

就学前のすべての子どもへの支援を基本として、施設の老朽化に伴う「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画」と「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」に基づいて、新たなこども園の設立と幼稚園の再編を目指します。

小施策②幼稚園・こども園の施設補修【こども政策課】

老朽化の著しい施設の補修を行い、良好な教育・保育環境の維持に努めます。

| | | | |
|-----------------|---|---|------------------------------|
| 政策Ⅳ | 教育環境・学習条件の整備 | 施策番号 40/45 | |
| 基本方針15 | 安全で潤いのある学校環境の整備 | | |
| 施策(2) | 小中学校の教育環境の整備 | | |
| 目 標 | 子どもたちにとって、快適で安全・安心な教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○小中学校校舎トイレの改修 (整備済みトイレ箇所数÷トイレ総箇所数) ○小中学校体育館トイレの改善 (洋式トイレ設置学校数÷全学校数) | ○73.7% ○39.1%(洋式トイレ設置) ○34.8%(乾式化等) | ○100% ○100% ○69.6% |
| 現 状 と 課 題 | <p>学校施設の整備については、2014年度から2019年度までの6年間を計画期間とした、習志野市学校施設再生計画に基づき進めてきました。この計画期間においては、学校施設の耐震化を優先的に取り組み、平成28年度までに、校舎・体育館の耐震化や非構造部材の耐震化を完了させました。また、現在、老朽化した学校施設の改築やトイレを含む老朽化対策などに取り組んでいます。</p> <p>本市の学校施設は、建築後50年が経過する建物が増加し、老朽化が顕著となってきていることから、改築や長寿命化、大規模改修などを計画的に進めていく必要があります。しかしながら、この学校施設の老朽化対策に関する国からの補助は大変厳しい状況となっており、また、人件費や資材費の高騰などによる工事費用の増加も、大きな課題となっています。</p> <p>今後は、令和元年度に策定した習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、学校施設の整備を効率的・効果的に進めるとともに、学校の適正規模・適正配置についても、本市における基本方針の策定に取り組むなど、教育活動の充実と教育の質の向上を図ります。</p> | | |

小施策①学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等の推進【教育総務課】

習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、建築後60年を越える学校施設の改築又は長寿命化を図るとともに、教育環境の整備必要な時期に大規模改修工事を実施するなど、良好な教育環境の整備、教育の質向上を図ります。

小施策②小中学校の適正規模・適正配置の検討【教育総務課】

学校施設の適正規模・適正配置について、検討委員会を設置するなどして、本市における基本方針の策定に取り組みます。また、その基本方針に基づき、学校施設の整備を検討していきます。

| | | | |
|-----------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅳ | 教育環境・学習条件の整備 | | 施策番号 41/45 |
| 基本方針15 | 安全で潤いのある学校環境の整備 | | |
| 施策(3) | 市立高等学校の教育環境の整備 | | |
| 目 標 | 施設の老朽化に対応するため、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、計画的な改修を行っていきます。また、必要に応じた改修を適宜行います。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○学校アンケートにおける学習環境の項目の肯定的評価の割合 | ○生徒:82.4% ○保護者:77.4% | ○生徒:87% ○保護者:82% |
| 現 状 と 課 題 | <p>本校の施設は、現在地への移転後、40年以上が経過しており、屋根や外壁などの外部の劣化に加え、トイレの配管や空調などの設備の老朽化が進行しております。</p> <p>これまでに、校舎や体育館の耐震化や給水管の改修工事を実施した他、必要に応じて改修工事を行ってまいりました。</p> <p>今後は、施設・設備の状況を見極めた上で、改築や長寿命化、大規模改修などを見据え、計画的に取り組んでまいります。</p> | | |

小施策①習志野高校の教育環境の整備 【習志野高校】

必要に応じた改修工事の実施等を通して、生徒が安心して学習に取り組めるよう、教育環境の確保に努めてまいります。

| | | | | |
|---------------|---|----------------------------|----------------------------|---------------|
| 政策Ⅳ | 教育環境・学習条件の整備 | | | 施策番号 42/45 |
| 基本方針15 | 安全で潤いのある学校環境の整備 | | | |
| 施策(4) | 学校関連施設の環境整備 | | | |
| 目標 | 【給食センター】PFI事業による運営になったことを受け、受託者(以下「SPC」という)に対する指導を徹底し、直営に変わらない安全・安心な給食の提供を行います。(なお、献立の作成や食材の選定・購入は引き続き、市職員が行います。) 【鹿野山少年自然の家】学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。 | | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) | |
| | 【給食センター】 学校給食の安定的な供給 | 【給食センター】 給食提供件数 100% | 【給食センター】 給食提供件数 100% | |
| | 【鹿野山少年自然の家】 施設に関するアンケート | 【鹿野山少年自然の家】 満足度 98% | 【鹿野山少年自然の家】 満足度 100% | |
| 現状 と 課題 | 【給食センター】 2019年度からPFI事業となったことから、元方事業者としてSPCとの連携を緊密にする必要がある。 【鹿野山少年自然の家】 習志野市の教育の特色である鹿野山少年自然の家・セカンドスクール事業を安定して運営するために、鹿野山少年自然の家の今後の在り方・方向性を在り方検討委員会で明らかにし、大規模改修に向けて、部分的な改修を計画的に行っていきます。 | | | |

小施策①給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック

【学校教育課・学校給食センター】

基本計画期間中にモニタリングを実施し、結果をSPCに適切にフィードバックすることで、施設・設備を万全の状態にします。

小施策②給食センターの日常業務の円滑化 【学校給食センター】

SPC及びその下で維持管理(建物及び調理機器)にあたる各企業との作業間連絡の円滑化に努めています。

小施策③「鹿野山少年自然の家」の施設の整備 【学校教育課、鹿野山少年自然の家】

宿泊体験学習ができる施設として、豊かな人づくりを支える教育環境の整備に努めます。

| | | | |
|--------|--|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅳ | 教育環境・学習条件の整備 | | 施策番号 43/45 |
| 基本方針16 | 社会教育施設の再編・整備 | | |
| 施策(1) | 社会教育施設の整備 | | |
| 目標 | 社会教育施設を安全で快適に利用できるよう再編・整備に取り組みます。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」における生涯学習施設の改修・整備の実施 | ○実施 | ○実施 |
| 現状と課題 | <p>本市の社会教育施設は、その多くが高度経済成長期である昭和40年代から50年代にかけて建設されています。</p> <p>その結果、多くの社会教育施設が一斉に老朽化し、更新時期を迎えています。</p> <p>社会教育施設の老朽化が進む中、将来の人口減少や少子超高齢化、生産年齢人口の減少、また、これに伴う財政状況を踏まえ、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、平成25年に「生涯学習施設改修整備計画」を策定しました。</p> <p>その後、生涯学習施設改修整備計画を反映した「公共施設再生計画」に基づき、各社会教育施設の再生に取り組んでいます。</p> <p>平成27年度からは、京成大久保駅を中心とした地区に所在する社会教育施設と中央公園を一体的に再生することを目的とした「大久保地区公共施設再生事業」に取り組み、本市の生涯学習の拠点となる「生涯学習複合施設」を整備しました。</p> <p>持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、引き続き「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」に基づいた施設の再生に取り組んでいく必要があります。</p> | | |

小施策① 社会教育施設の改修・整備【社会教育課】

「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」による施設の再編や集約化を視野に入れ、利用者の安全を確保し、快適に施設を利用いただけるよう、適切な改修、整備を計画的に取り組みます。

小施策② 社会教育施設の再生【社会教育課】

人口減少社会、少子超高齢社会を迎える中、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、引き続き、「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」に基づき、社会教育施設の再生に取り組めます。

| | | | |
|-----------------|---|---------------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅳ | 教育環境・学習条件の整備 | | 施策番号 44/45 |
| 基本方針17 | 健康・体力を育むスポーツ施設の整備 | | |
| 施策(1) | 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) | | |
| 目 標 | スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | (スポーツ施設利用者アンケートにおける項目) ①施設内の安全は確保されていると思いますかの質問で「はい・ふつう」と答えた人の割合 ②施設の総合的な満足度はいかがですかの質問で「満足・ふつう」と答えた人の割合 | 平成30年度アンケート調査結果 ①97% ②96% | ①97%以上 ②96%以上 |
| 現 状 と 課 題 | <p>本市のスポーツ施設は、建設から30年以上経過しているものが多く、老朽化が著しいことから、施設の更新や、大規模な改修工事等が必要となっています。</p> <p>一方で、社会経済が停滞する中、本市の財政状況も厳しさを増しており、老朽化したスポーツ施設のすべてを更新することは不可能な状況であり、前「基本計画」期間内に工事が計画されていた施設のうち、実施できたのは東部体育館(大規模改修工事を実施)のみでした。</p> <p>さらに、改修工事は長期間に渡ることから、市民スポーツの維持には代替え施設の確保が必要ですが、サッカー場、野球場については、市内に1施設しかない状況です。</p> | | |

小施策① スポーツ環境の整備、安全性の維持 【生涯スポーツ課】

- ・市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことが出来るよう、身近なスポーツ活動の場の整備・確保に努めます。また、学校の体育施設を有効活用し、スポーツ環境の充実に取り組みます。
- ・「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」を踏まえ、安心して施設が使用できるよう、施設の計画的な維持保全に努めます。
- ・多額の整備費用を要するスポーツ施設改修に際し、民間の資金やノウハウ等を活用したスポーツ施設整備の方法について検討します。

| | | | |
|-----------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 政策Ⅳ | 教育環境・学習条件の整備 | 施策番号 45/45 | |
| 基本方針18 | 教育行政の効率的・効果的な展開 | | |
| 施策(1) | 教育委員会事務局の活性化 | | |
| 目 標 | 教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。 | | |
| | 成果指標 | 基準値(2018年度) 現状(2018) | 目標値(2025年度) 目標(2025) |
| | ○学校教育施策に対する市民意識 満足・やや満足 | ○23.4% | ○35% |
| 現 状 と 課 題 | <p>我が国においては、少子高齢化の急速な進行、核家族化、高度情報化社会の到来、グローバル化の進展による世界情勢の急速な変化、価値観の多様化、環境問題や貧困問題の顕著化、地域間格差の広がり、社会における安全・安心の確保など、さまざまな課題が生じています。こうした中、子どもたちが心豊かに学ぶことができ、そして人々が生涯にわたって、学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。</p> <p>その一方で、平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて、国においては平成20年に「教育振興基本計画」、平成25年に「第2期教育振興基本計画」、平成30年に「第3期教育振興基本計画」が策定され、教育改革を最重要課題の一つとして取り組みが進められています。</p> <p>習志野市教育委員会においても、社会の急速な変化に伴って生起するさまざまな教育課題に対して、学校をはじめとする教育機関、関係機関、地域と連携して対応していく必要があります。</p> <p>「習志野市市民意識調査」(平成30年10月)での「学校教育施策に対してどのように感じているか」という問いへの回答は、「満足・やや満足」:23.4%、「やや不満・不満」:23.4%に対して、「わからない」が41.9%であり、市民とのつながりが十分であるとは言えない結果となりました。市民との協働した教育行政の推進を図るためには、本市における教育実践や教育委員会の方針、運営に関する積極的な情報発信を行うとともに、広く意見聴取を行い、教育行政に生かしていかなければなりません。</p> <p>また、本市全体の教育・芸術・文化・スポーツの振興、地域教育力の向上、健康・福祉の充実等、教育行政の対象が拡大しています。そのため、市長事務局と連携し、全庁的な視野を持って、迅速かつ組織的に対応していくことが求められています。</p> <p>さらに、さまざまな課題に対応していくためには、一つ一つの施策・事業の質を高め効果的なものにしていかなければなりません。そこで、「教育振興基本計画」を「教育行政方針」、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」と確実に結び付けて、PDCAサイクルによる運営を行っていきます。</p> | | |

小施策①PDCAサイクルに基づく活動の推進【教育総務課】

教育行政においては、「施策の体系的整理→計画的な事業展開→成果と課題の適切な分析→事業の改善」というPDCAサイクルによる取り組みが一層求められていることから、評価を見通した実効性のある「教育行政方針」の策定を推進していきます。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」を行っています。効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすために、点検評価の方法、形式等について改善を加えていきます。

小施策②広報活動の充実【教育総務課】

習志野市教育委員会では、教育行政と学校現場が一体となり教育活動を展開していくために、情報共有の媒体として「学校教育だより」を定期的に発行してきました。今後も内容・形式の改善、ホームページ上での公開などの情報発信の工夫に取り組む中で、本市教育の方針や具体的な取り組みを学校関係者・市民に広く示し、理解と協力・参画を求めています。

小施策③学校事務との連携【学校教育課・教育総務課】

習志野市教育委員会では、学校事務部会と連携し、事務の共同実施について取り組んできました。学校事務のスリム化、教職員の働き方改革に向けて、事務の効率化は重要です。教職員が子どもに向き合える環境の整備、効率的で正確な事務の実施に向け、さらに連携を強めていきます。

小施策④先進的な施策の研究【教育総務課】

異校種間での連携、特別支援学校の設立・運営、地域コミュニティーづくり等の施策、いじめや不登校問題に対する実効性のある対応例等について、本市の状況に適合するかを継続的に研究していきます。

また、文教センター地区構想の見直しなど、中・長期的な視野に立ったビジョン、実践する場合に必要な施策・組織について検討します。

小施策⑤学校における働き方改革の推進【学校教育課・教育総務課】

習志野市教育委員会では、幼小中高等学校と連携し、働き方改革を推し進めています。具体的には、教職員の超過勤務時間削減に向けた手立てとして、各学校でノー残業デーの設定や行事の精選・会議の持ち方の工夫などの取り組みを行っています。また、部活動においても、ガイドラインに沿った活動を行うと同時に効率良い充実した部活動を目指しています。今後も、さらに教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えることで、効果的で質を下げない教育活動を持続的に行っていきます。

習志野市教育振興基本計画(令和 2 年度～令和 7 年度)策定要綱

1. 策定の趣旨

「教育基本法第 17 条第 2 項」に、「地方公共団体は前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のため、施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とあり、自治体には国が定める「教育振興基本計画」を踏まえて、地域の個性を活かした地域独自の計画を策定することが求められています。

本市においては、昭和 45 年に制定した「習志野市文教住宅都市憲章」の理念に沿って教育施策を推進し、特色のある習志野の教育を築いてまいりました。また、平成 13 年度からは、3 期にわたり「習志野市教育基本計画」を策定し、様々な事業を展開してまいりました。このことを踏まえ、本市の更なる教育振興の推進を図るために、本市教育の総合的、計画的な指針として「習志野市教育振興基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「習志野市教育振興基本計画(以下、「教育振興基本計画」)」は、本市教育の総合的な指針として、学校教育、生涯教育、生涯スポーツなど、教育に係るすべての施策を体系的に示す計画として策定します。

本計画の策定に当たっては、国・県の計画に示す内容を踏まえ、本市の最上位の計画である「習志野市長期計画」との整合及び連携を図ります。

3. 実施期間

「習志野市長期計画」の「習志野市基本構想(平成 26 年度～令和 7 年度)」に基づく「習志野市後期基本計画(令和 2 年度～令和 7 年度)」に合わせ、令和 2 年度を初年度とし、令和 7 年度を目標とします。(6 か年計画)

4. 策定期間

平成 30 年 4 月 10 日から令和元年 9 月 30 日までとします。ただし、令和元年 11 月 30 日までを調整期間とします。

5. 推進体制

① 教育振興基本計画策定委員会

ア. 教育振興基本計画策定に係る重要事項を審議し、関係部局との総合的な調整を行います。

イ. 本委員会は、学校教育部長、生涯学習部長、こども部長、学校教育部次長、生涯学習部次長、こども部次長、総合教育センター所長、青少年センター所長、策定担当者で構成し、会長は学校教育部長が務めます。

ウ. 策定委員会の指示を受け、策定のための事前協議及び連絡調整を行う作業部会を設置します。作業部会は、課長相当職又は係長相当職の担当者をもって構成し、学校教育部教育総務課長が部会長を務めます。

② 関係者等からの意見聴取

ア. 教育振興基本計画策定にあたっては、事務局職員、市立学校校園長、社会教育委員会議などの意見を反映させるために必要な措置を講じるものとします。

イ. 附属機関等の意見を十分踏まえ、各分野の専門的な意見を反映させるように努めるものとします。

ウ. 必要に応じて、市長事務部局の意見を聴くものとします。

6. その他

この要綱の定めるものの他、策定に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成 30 年 4 月 10 日から施行し、教育振興基本計画策定をもって廃止する。

習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(1) 策定委員会委員

| 年度 | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|-----|--------|----------------------|-------|----------------------|
| 役割 | 氏名 | 所属・職名 | 氏名 | 所属・職名 |
| 委員長 | 櫻井 健之 | 学校教育部長 | 櫻井 健之 | 学校教育部長 |
| 委員 | 斉藤 勝雄 | 生涯学習部長 | 斉藤 勝雄 | 生涯学習部長 |
| 委員 | 小澤 由香 | 学校教育部参事 (こども部長) | 小澤 由香 | 学校教育部参事 (こども部長) |
| 委員 | 天田 正弘 | 学校教育部次長 | 天田 正弘 | 学校教育部次長 |
| 委員 | 岡村みゆき | 生涯学習部次長 | 村山 典久 | 生涯学習部次長 |
| 委員 | 小平 修 | 学校教育部副参事 (こども部次長) | 小平 修 | 学校教育部副参事 (こども部次長) |
| 委員 | 木下 初恵 | 総合教育センター所長 | 笹生 康世 | 総合教育センター所長 |
| 委員 | 渡辺 雅和 | 青少年センター所長 | 渡辺 雅和 | 青少年センター所長 |

(2) 策定委員会作業部会委員

| 年度 | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|------|--------|-----------------------------|-------|-----------------------------|
| 役割 | 氏名 | 所属・職名 | 氏名 | 所属・職名 |
| 部会長 | 三角 寿人 | 教育総務課長 | 中野 充 | 教育総務課長 |
| 副部会長 | 池上 吐夢 | 教育総務課主査 | 利根川 賢 | 学校教育部主幹 |
| 委員 | 平岡真由美 | 教育総務課企画調整係長 | 後藤あゆ美 | 教育総務課企画調整係長 |
| 委員 | 村山 貴弘 | 教育総務課財務施設係長 | 村山 貴弘 | 教育総務課財務施設係長 |
| 委員 | 武井 優子 | 学校教育課保健給食係長 | 武井 優子 | 学校教育課保健給食係長 |
| 委員 | 笹生 康世 | 指導課指導係長 | 杉山 健一 | 指導課指導係長 |
| 委員 | 東 秀行 | 総合教育センター研究係長 | 東 秀行 | 総合教育センター研究係長 |
| 委員 | 石川 由美 | 学校教育課管理主事 (こども保育課指導研修係長) | 石川 由美 | 学校教育課管理主事 (こども保育課指導研修係長) |
| 委員 | 藤原 友哉 | 社会教育課管理係長 | 藤原 友哉 | 社会教育課管理係長 |
| 委員 | 田村 栄介 | 生涯スポーツ課スポーツ推進係長 | 田村 栄介 | 生涯スポーツ課スポーツ推進係長 |
| 委員 | 齋藤 二郎 | 青少年センター主査 | 江住 敏也 | 青少年センター主査 |
| 委員 | | | 櫻井 智之 | 教育総務課副主査 |

習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)

発行年月:令和2年3月

発行:習志野市教育委員会(学校教育部教育総務課)

所在地:〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047-451-1151(代表)



あしたのハーモニーが響くまち

習志野市